

介護支援専門員法定研修の見直しの検討状況について （報告）

厚生労働省 老健局

1. これまでの検討経緯と改正概要
2. 研修資材の統一的作成・分割受講
3. 研修受講に関する義務・研修の受講の担保について
4. 研修体系の見直し
5. 施行日前後での研修受講の取扱いについて

介護保険部会意見書（抜粋）

5. 相談支援等の在り方

（ケアマネジャーの更新制・法定研修の見直し）

- 利用者にとって適切な介護サービスを提供するためには、研修を通じたケアマネジャーの資質の確保・向上が重要であり、更新研修を含めた法定研修の意義は今後も変わるものではないが、一方で、時間的・経済的負担が大きいとの声があるところであり、ケアマネジャーの資質の確保・向上を前提としつつ、利用者への支援に充当する時間の増加につなげる観点から、可能な限りこうした負担の軽減を図ることが重要である。
- このため、近年では、適切なケアマネジメント手法を法定研修に組み入れるなど、ケアマネジャーの専門性の向上に向けた取組が進んできたこと等を踏まえ、法定研修の受講を要件とした介護支援専門員証の有効期間の更新の仕組みは廃止（主任ケアマネジャーについても同様）とすることが適当である。
- 一方で、更新の仕組みを廃止したとしても、専門職として、新たな知識と技能の修得に継続的に取り組んでいくことの重要性は変わるものではなく、引き続き定期的な研修の受講を行うことを求めることが適当である。これにより、更新制と研修受講の紐付けがなくなり、研修を受講しないことで直ちに資格を失い、ケアマネジャーの業務ができなくなるといった取扱いがなくなる効果が見込まれる。なお、研修の受講方法については、分割して受講するなど、柔軟な受講ができる環境整備を行うとともに、可能な限り、時間数を縮減することを検討することが適当である。あわせて、経済的な負担軽減の観点から、地域医療介護総合確保基金の活用促進を進めることが適当である。また、都道府県が実施する研修の内容の改善を図る取組を検討することが適当である。
- 研修の受講を担保するため、ケアマネジャーを雇用する事業者に対して、研修時間について労働時間として扱うことについて引き続き周知徹底するとともに、ケアマネジャーが研修を受けられるよう、必要な配慮を求めることとするほか、現行制度における履行確保の仕組みも踏まえて、ケアマネジャー本人への必要な措置を講ずる必要がある。また、ケアマネジャーとして従事していない期間については研修を免除し、再度従事する際に改めて研修を受講する仕組みを設けることが適当である。

社会福祉法等の一部を改正する法律(令和8年法律第51号)の概要

改正の趣旨 質の高い福祉サービスの確保と、社会福祉事業等の安定した経営基盤の確立を両立するため、多様で複雑な福祉ニーズに対応した包括的な支援体制を強化します。

改正の概要

1. 地域の実情に応じた包括的な支援体制の拡充

(1) 小規模市町村における包括的な支援体制の整備

小規模市町村における包括的な支援体制の整備を促進する事業を新設するとともに、地域住民の支援等を検討する会議を全市町村で設置できるようにします。

※ 福祉各分野の相談支援・地域づくり事業の配置基準を分野を超えた基準へ柔軟化し、地域住民の取組との協働を促進します。

(2) 特定地域サービス、特定地域居宅サービス等事業の創設／介護予防・地域の支え合いの推進に向けた拠点機能の強化

中山間・人口減少地域において、地域の実情に応じた配置基準や包括的な評価の仕組みを導入できる特例介護サービスの類型（特定地域サービス）を新設します。また、地域のサービス提供主体が少ない場合に、市町村が事業として居宅介護サービス等を実施できる「特定地域居宅サービス等事業」を創設します。あわせて、事業者間の連携強化や事業継続の仕組みを構築、介護予防と地域の支え合いを一体的に実施する拠点事業を新設します。

(3) 頼れる身寄りがない高齢者等への支援の充実

頼れる身寄りがない高齢者等に対する日常生活支援、入院等の手続支援、死後事務支援を第二種社会福祉事業に位置付けるとともに、相談体制の整備を図ります。

(4) 成年後見制度等の適切な利用の支援

成年後見制度や地域の権利擁護事業の適切な利用を支援する中核機関として、市町村が「地域権利擁護相談支援センター」を設置できるようにします。

(5) 有料老人ホーム制度の見直し

中重度等の要介護者を入居させる有料老人ホームについて、都道府県等への登録制度を導入します。また、その入居者に対する相談支援を行う「登録施設介護支援」を新設し、利用者負担を求めます。

(6) 介護保険事業（支援）計画の見直し

介護サービス量等の中長期推計および医療・介護連携に関して介護保険事業（支援）計画を見直すとともに、電子資格確認の導入など、介護被保険者証に関する見直しを行います。

2. 福祉人材の安定的な確保および定着支援

(1) 福祉人材確保と介護現場の生産性向上等の推進

福祉人材確保のための協議会の設置を都道府県の努力義務とするとともに、生産性向上や経営改善支援の取組促進を国および都道府県の責務とし、当該取組の促進のため、関係者の連携を図る協議会を設置します。

(2) 介護福祉士養成施設卒業者の経過措置の見直し

令和13年度までの介護福祉士養成施設卒業者については、経過措置として卒業後5年間は資格を持てることとします。また、准介護福祉士資格を廃止します。

(3) ケアマネジャー（介護支援専門員）の更新制の廃止

介護支援専門員（ケアマネジャー）の更新制を廃止し、法定研修の見直しを行います。

3. 支援基盤の強化等

(1) 社会福祉連携推進法人制度の活用推進

社会福祉連携推進法人が実施できる業務を追加します。また、社会福祉法人解散時の残余財産の帰属先に地方公共団体を追加します。

(2) 災害時に高齢者等を支える福祉支援体制の強化

災害派遣福祉チーム（DWAT）として活動する人材登録制度を整備します。

2(3).ケアマネジャー(介護支援専門員)の更新制の廃止・研修の見直し

ケアマネジャーの更新制は、5年ごとの更新時に研修受講を義務付けることで、専門知識の向上を図る仕組みです。利用者にとって適切な介護サービスを提供するためには、**研修を通じた資質の確保・向上が重要**です。一方で、更新制に紐付く研修は**時間的・経済的な負担が大きい**との声もあり、**研修の在り方について見直し**が求められていました。

見直し内容

① 更新制の廃止

研修受講を要件とした更新の仕組みを廃止します。

② 研修の在り方の見直し

専門職としての質の確保・向上は引き続き重要であり、定期的な研修の受講は継続しますが、**柔軟に受講できるように**します。

(※) あわせて、現行の再研修に代わって、離職後に生じた制度変更等の知識のアップデートを目的とした、簡素な研修の仕組みを新設予定

③ 事業者の役割の明確化

事業者に対しても、**従事するケアマネジャーが研修を受講できるよう、必要な措置を講ずる義務**を課します。

(例：受講時間の確保、受講状況の確認 等)



現行の更新研修（2回目以降の場合）

- 資格更新の要件としての研修
- 32時間の研修を決められた日（概ね4～9日前後）に受講

研修科目		時間
講義	介護保険制度及び地域包括ケアシステムの今後の展開	3
	ケアマネジメントの実践における倫理	2
	リハビリテーション及び福祉用具の活用に関する理解	2
講義／演習	ケアマネジメントにおける実践事例の研究及び発表	25
合 計		32

見直し後に定期的に受講する研修のイメージ

- 研修受講を要件とした資格更新の仕組みを廃止
- 一度交付を受けた資格は、期限により失効することはありません。
- 一定期間（例：5年間）の間に、任意のタイミングで分割して受講できる仕組みとします。
- 初回の更新研修相当の研修などを中心に、全体の時間数の縮減を検討します
- 国による教材の一元作成や(※)、オンライン受講を推進します。

(※) 研修の内容についても、直近の制度改正・報酬改定の内容など最新の知識が学べるように見直し、研修の質の確保を図ります。

2. 研修資材の統一的作成・分割受講

見直しの方向性（受講負担軽減のための方策）

受講者の時間的・経済的負担については、可能な限り軽減を図ることが適当であるとされたことから、その具体的な方策については以下の取扱いとする。

（1）研修の受講方法について

- 一定期間（就業開始から5年）を一区切りとして、その間に受講者の希望に応じて、柔軟に研修を分割して受講することができるものとし、基本的にオンライン・オンデマンド形式での受講とする。具体的な分割受講のイメージは次ページのとおり。

（2）研修資材について

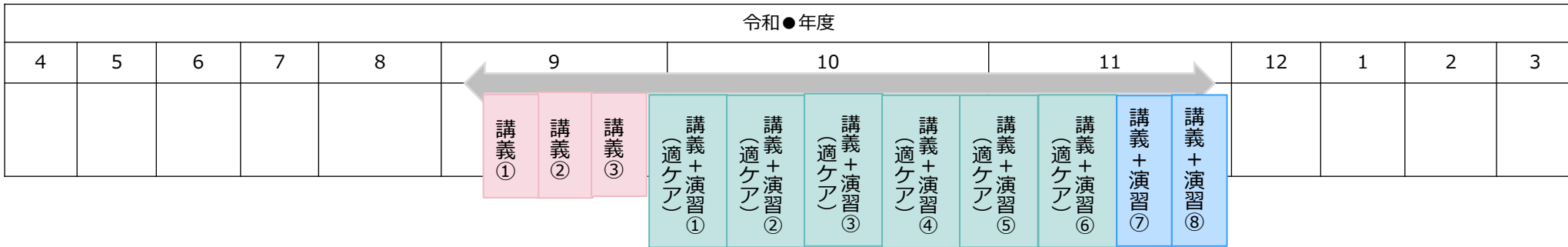
- 全ての研修における講義部分について、国が作成した研修資材（動画・スライド）を活用することを必須とする。
（告示や通知で規定）

※研修資材については、令和9年4月から都道府県において使用可能とする。

※演習については引き続き、都道府県において教材作成等を含めて実施するが、国でも演習実施にかかるマニュアルを作成する。

(参考) 分割受講イメージ

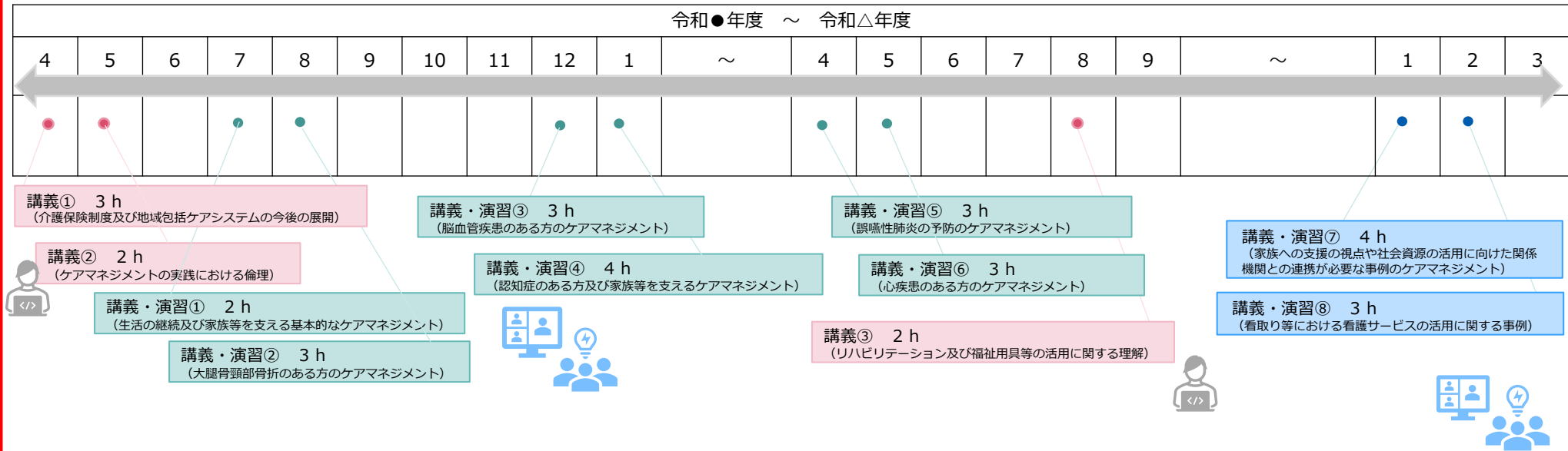
(法改正前) ◎都道府県が予め設定した日に、研修(32h)を集中的に受講



(法改正後)

◎受講者に応じたタイミングで受講可能

◎基本的にオンライン・オンデマンド形式とし、講義部分については国で一元的に作成した研修資料を使用



3. 研修受講に関する義務・研修の受講の担保について

研修受講義務について

○ 研修の受講にかかる義務については、これまでケアマネジャー本人にのみ講じていたところ、見直し後は、実務に従事しているケアマネジャーへの研修受講義務に加えて、新たに、ケアマネジャーを雇用する事業者に対して、雇用するケアマネジャーが研修受講の機会を確保できるよう義務を課すこととしている。具体的には以下の取扱いとする。

(1) 研修受講対象者

【現行】全てのケアマネジャー ⇒ 【改正後】 実務に従事しているケアマネジャー

(2) 研修の義務

【現行】ケアマネジャー本人に対して、証の更新のために研修の受講が必要

【改正後】①および②に対して義務を課す

①実務に従事しているケアマネジャー本人

② ケアマネジャーを雇用する事業者

ケアマネジャーを雇用する事業者に対して、雇用しているケアマネジャーについての都道府県への報告及び研修受講機会確保のために必要な措置を講ずる義務を課すこととしている。（改正介護保険法第六十九条の四十第1項2項）

※「研修受講機会確保のための必要な措置」とは具体的に、

- ・ ケアマネジャーが勤務時間中に研修を受講する場合には、研修受講時間についても労働時間とみなすこと
- ・ 研修受講が円滑に行われるようにするための業務の配分又は人員の配置などについて必要な措置を行うこと 等を想定。

3. 研修受講に関する義務・研修の受講の担保について

研修受講義務について（続き）

（3）研修受講対象者の把握及び受講状況の把握について

① 指定研修受講管理機関でのシステム等での管理のほか、② 事業者からの「従事届」/「非従事届」(仮称)の提出により、研修受講対象者及び受講状況の把握をする。

① 指定研修受講管理機関でのシステム等での管理

・年度をまたいだ受講管理や他都道府県での受講状況の把握ができるような改修を行うことを想定。

② 事業者からの「従事届」/「非従事届」（仮称）の提出

・ケアマネジャーを雇用する 事業者に対して、ケアマネジャーを従事させた日又はケアマネジャーの退職等が発生した日から10日以内（指定に係る変更届と同様）に、当該情報を都道府県に報告することを義務づける。

・新しくケアマネジャーを雇用した場合には「従事届」を、ケアマネジャーが退職した場合ややむを得ない事情（※）により一定期間研修の受講が難しいことが見込まれる者がいた場合に「非従事届」を提出させる。

（※）「やむを得ない事情」としては育休・介護等の家庭の都合や、病気休職・災害等により業務に従事できない場合を想定している。

（4）ケアマネジャーが研修受講期間内に研修を受講していない場合の取扱いについて

【現行】証の有効期限内に更新研修を修了できなければ、証が失効し、直ちに業務停止となる。

【改正後】ケアマネジャーは研修受講期間内に研修を修了していなくても直ちに業務停止とならない。

※具体的な都道府県における措置の流れ

① 都道府県から、当該ケアマネジャーを雇用している事業者に対して、研修の受講機会を確保するために必要な措置を行っているか確認。

⇒（事業者が必要な措置を講じていない場合）

② 都道府県が、当該事業者に対して 研修受講のために必要な措置を講ずるよう要請。

③ 都道府県からの要請を受けてもなお、事業者が必要な措置を講じない場合、都道府県が当該事業者に対して、勧告、公表、命令等を段階的に実施。

④ それでも当該事業者が命令に従わない場合、指定権者による指導監督の実施。

⇒（事業者が必要な措置を講じているにもかかわらず、ケアマネジャーが受講していない場合）

② 都道府県から本人に対して研修受講を命ずる。

③ それでも命令に従わなければ、1年以内の期間を定めて業務の従事を禁止することが可能。

(参考) 介護支援専門員法定研修の見直し概要 (案) (比較表)

改正前

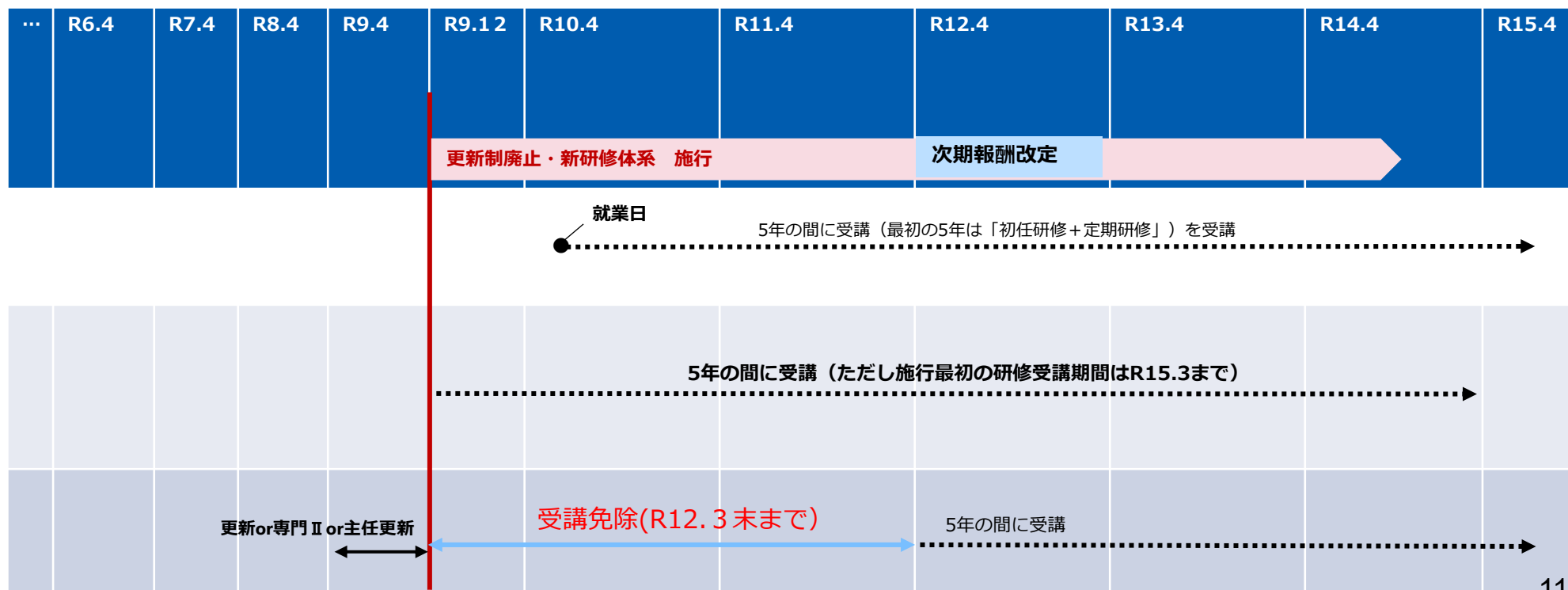
主な研修課程	主な対象者等	研修時間
介護支援専門員の資格取得を希望する場合		
実務研修	実務研修受講試験の合格者	87時間以上
介護支援専門員の資格継続を希望する場合		
更新研修 (専門研修)	専門Ⅰ課程：就業後6月以上の実務従事者（1回目の更新前）	Ⅰ：56時間以上
	専門Ⅱ課程：専門Ⅰ修了者であって、就業後3年以上の実務従事者	Ⅱ：32時間以上 (1週間程度で受講)
介護支援専門員の資格再取得を希望する場合		
再研修	介護支援専門員証の再交付を希望する者	54時間以上
主任介護支援専門員の資格取得・資格継続を希望する場合		
主任研修	介護支援専門員としての従事期間が5年以上の者等	70時間以上
主任更新研修	主任介護支援専門員の有効期間が概ね2年以内の者	46時間以上 (1週間程度で受講)

改正後 (R9.12月施行予定)

主な研修課程	主な対象者等	研修時間
介護支援専門員の資格取得を希望する場合		
実務研修	実務研修受講試験の合格者	87時間以上
介護支援専門員として従事する場合		
初任研修	就業後6月以上3年以内に受講 (離職期間は含まない)	42時間以上 (2年半で分割)
定期研修	初任研修修了者であって、就業開始後5年を一区切りとして、5年ごとに受講 (離職期間は含まない)	32時間以上 (5年間で分割)
介護支援専門員としての復職を希望する場合		
復職支援研修	① 直近の退職日から3年以上経過している者で、再度就労を希望する者 ② 登録後、実務経験がなく3年以上経過し、就労を希望する者 ③ 既に証が失効している者であって、就労を希望する者	15.5時間以上
主任介護支援専門員の資格取得を希望する場合、 従事している場合		
主任研修	介護支援専門員としての従事期間が5年以上の者等	70時間以上
主任定期研修	主任研修修了日から5年を一区切りとして、5年以内に受講（最初の5年間は受講不要） (離職期間は含まない)	46時間以上 (5年間で分割)

5. 施行日前後での研修受講者の取扱いについて

- **研修受講期間は、就業開始日を起点とし、以降、5年（離職期間は含まない）を一区切りとして設定。**ただし、施行時に現にケアマネジャーである者の取扱いは以下のとおり。
- ① 都道府県の事務負担を考慮し、**現にケアマネジャーである者については、施行日（R9.12）を起点とし、以降、5年の間に定期研修を受講**することとする。（ただし、**施行後最初の研修受講期間については、年度の始めに起点を合わせるため、R15.3まで**とする。）
- ② なお、**施行年度（令和9年度）に旧制度で研修（専門Ⅱ/更新/主任更新研修）の受講を修了している者**については、直近の制度等を学んでいることを考慮し、**次期報酬改定（R12.3末）までの間受講を免除。**



参考資料

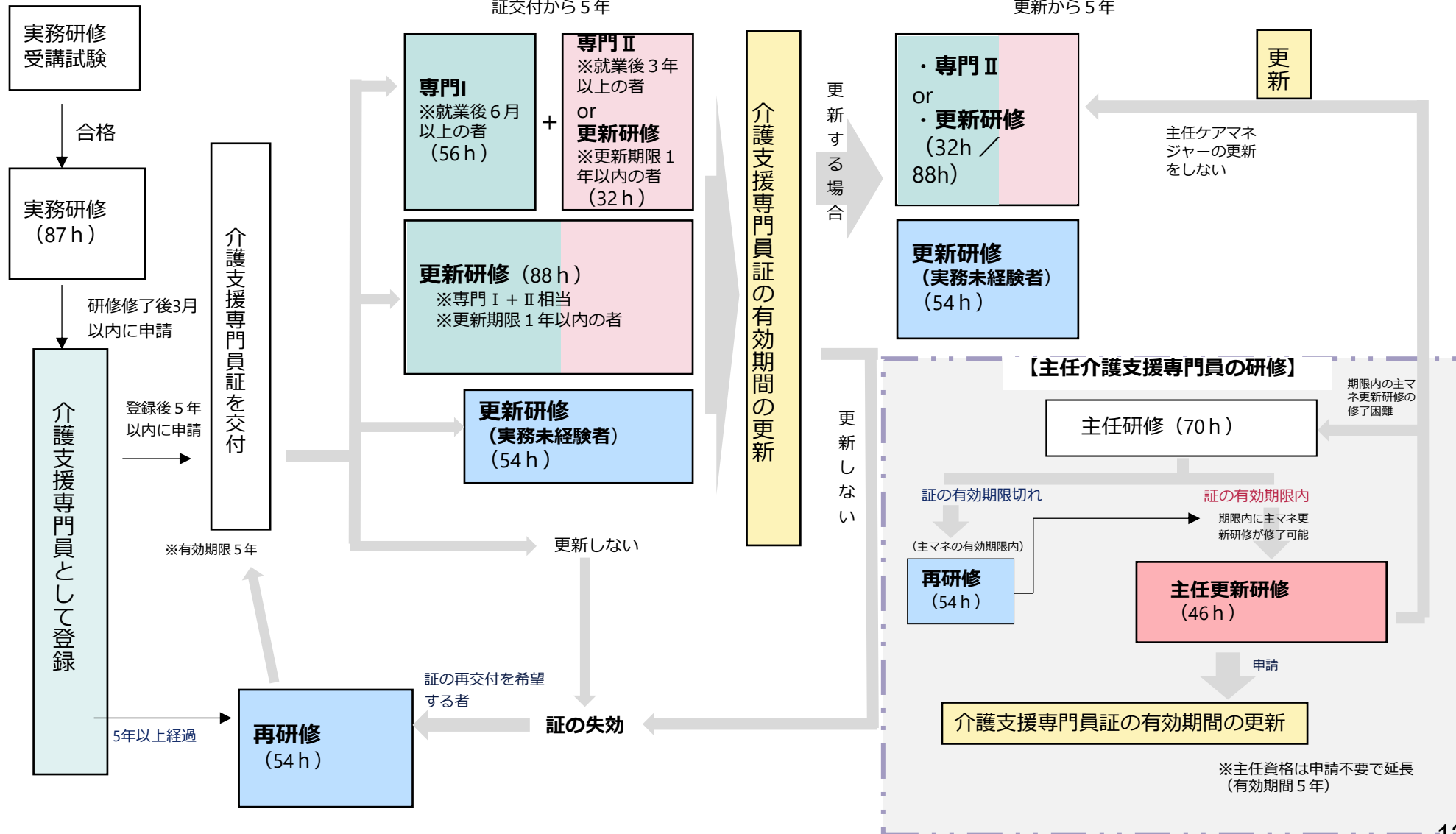
ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

研修体系フロー図（法改正前）

【介護支援専門員の研修】

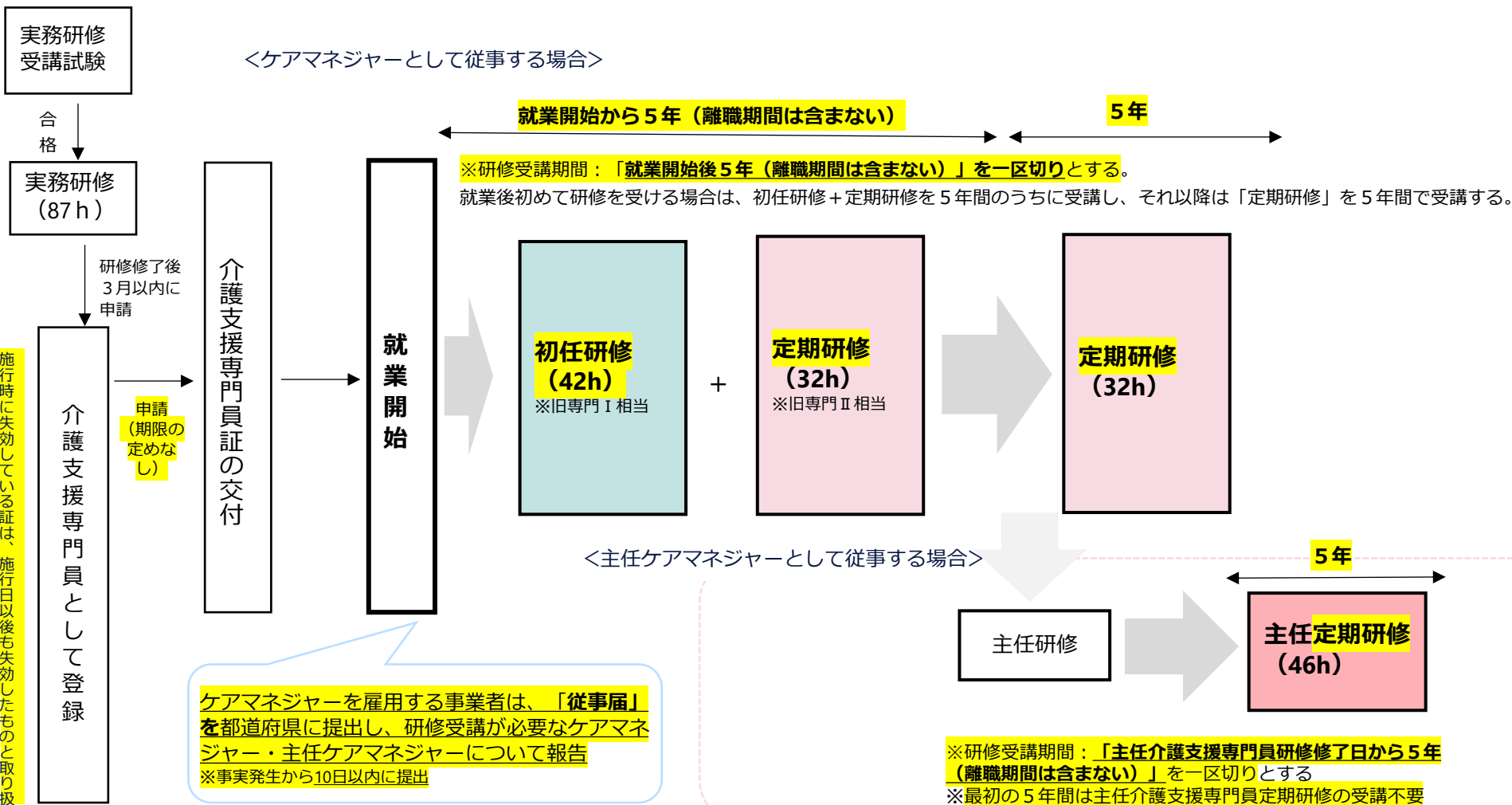


研修体系フロー図（法改正後イメージ①）

※変更事項はマーカ一部分

- 介護支援専門員証の有効期限は廃止し恒久化。**就業開始後5年間（離職期間は含まない）に定期的な研修（定期研修）を分割して受講できる仕組みとする。**（主任ケアマネジャーは「主任定期研修修了日から5年間（離職期間は含まない）」で分割して受講可能）
- **実務に従事している者に対して研修を義務づける。ケアマネジャーを雇用する事業者にも研修受講に必要な措置を取るよう求め、自治体は事業者から提出される「従事届」（仮称）をもとに研修の受講義務がかかっている対象を把握し、正当な理由なく受講していない者やその事業者に対して、自治体が段階的に履行措置を講ずる。**

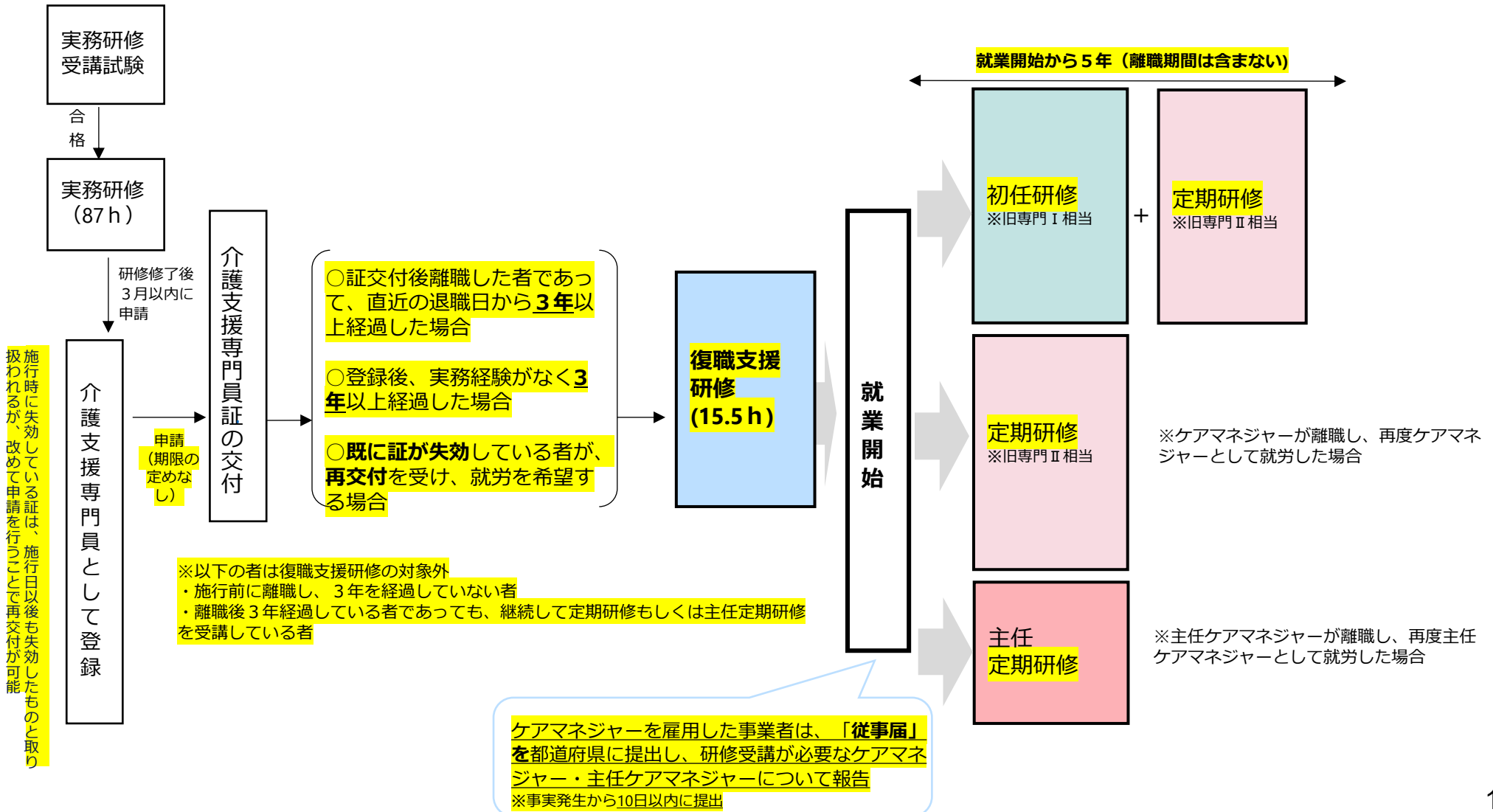
＜ケアマネジャーとして従事する場合＞



研修体系フロー図（法改正後イメージ②）

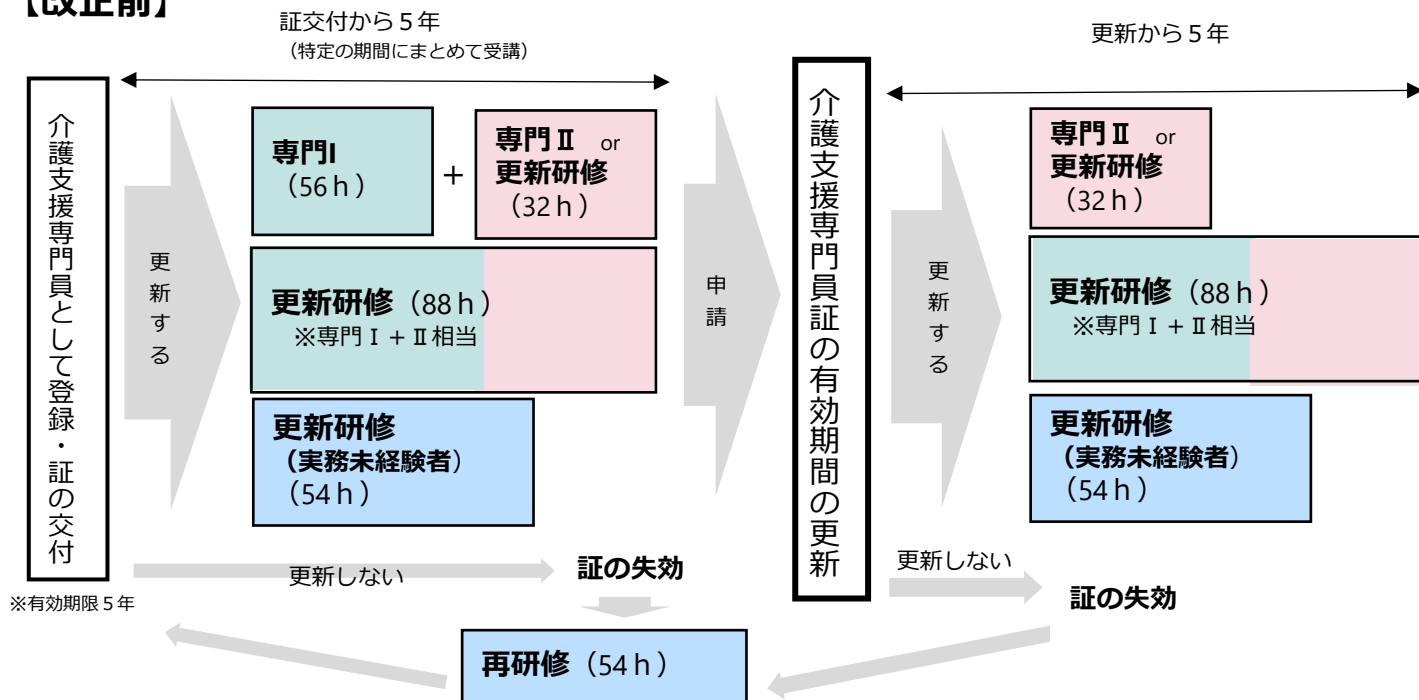
※変更事項はマーカー部分

- 離職している間は受講義務を外し、復職のための研修を受講することでケアマネジャーとして復職できるという取扱とする。
- 復職にあたっては、復職支援研修の受講申込みを行い、研修を修了した後（修了証の添付）就業開始とする。

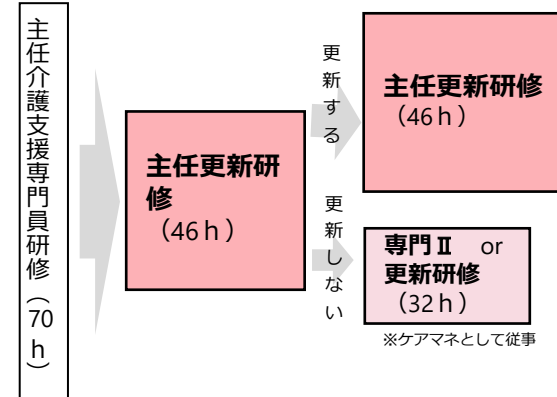


研修体系フロー図（全体）

【改正前】

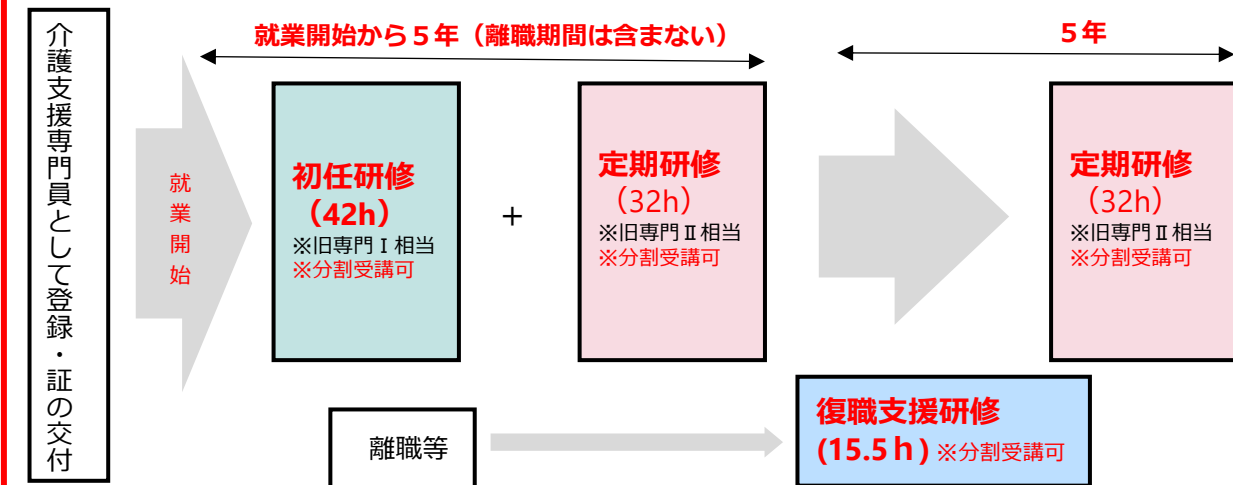


【主任介護支援専門員の研修】

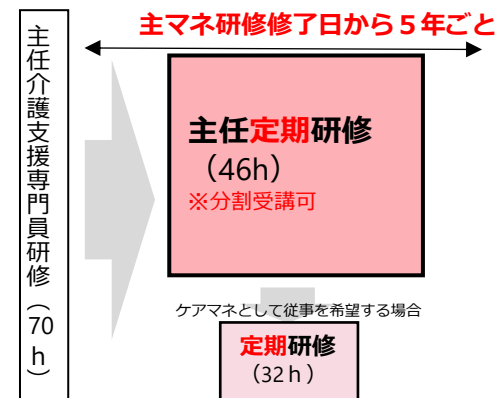


※主任資格は申請不要で延長（有効期間5年）
 ※主マネ更新研修修了により、証も更新となる
 ※証の有効期限が切れている場合は、「再研修（54h）」を受講してから、「主マネ更新研修」を受講する必要。

【改正後】

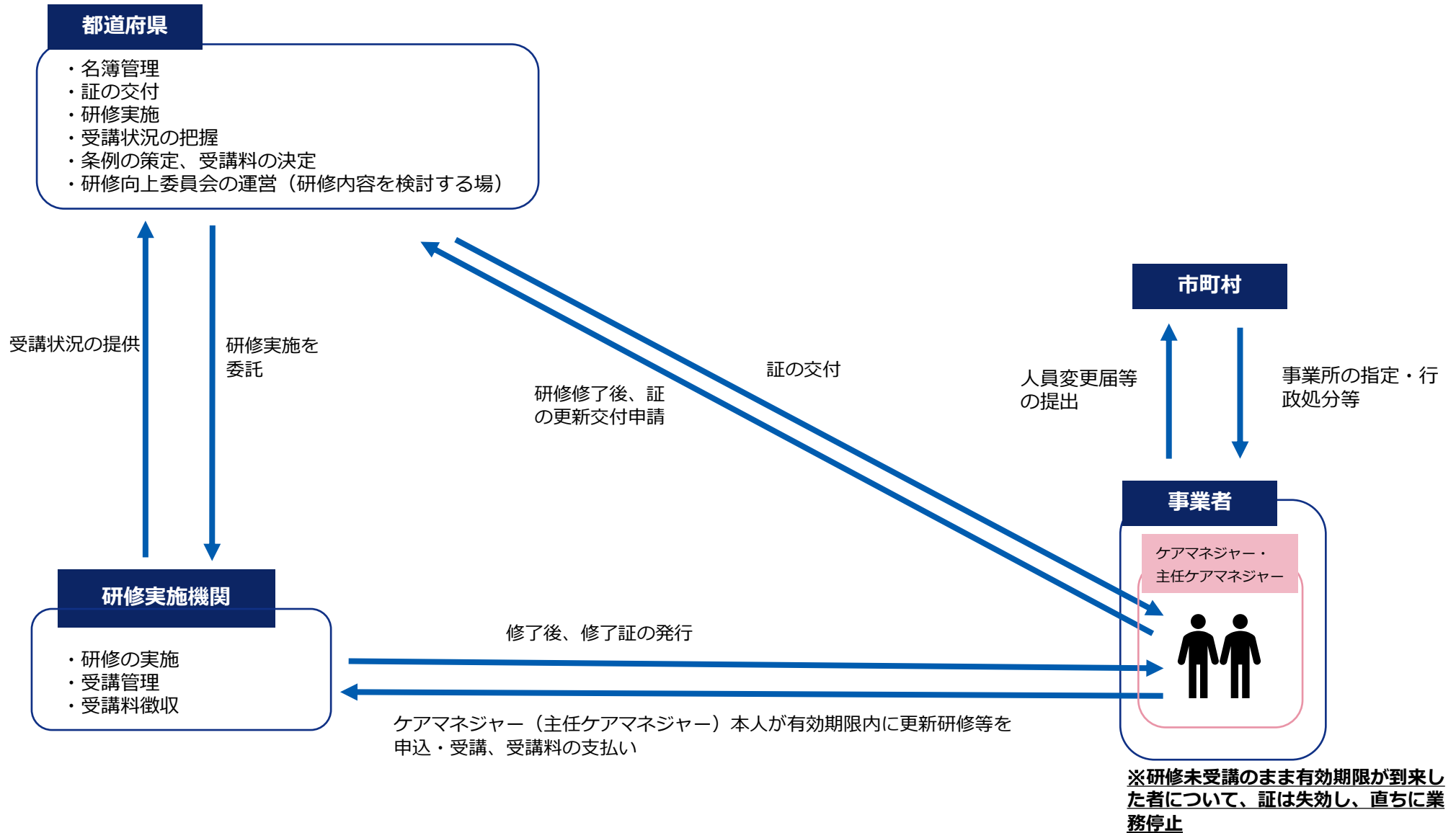


【主任介護支援専門員の研修】



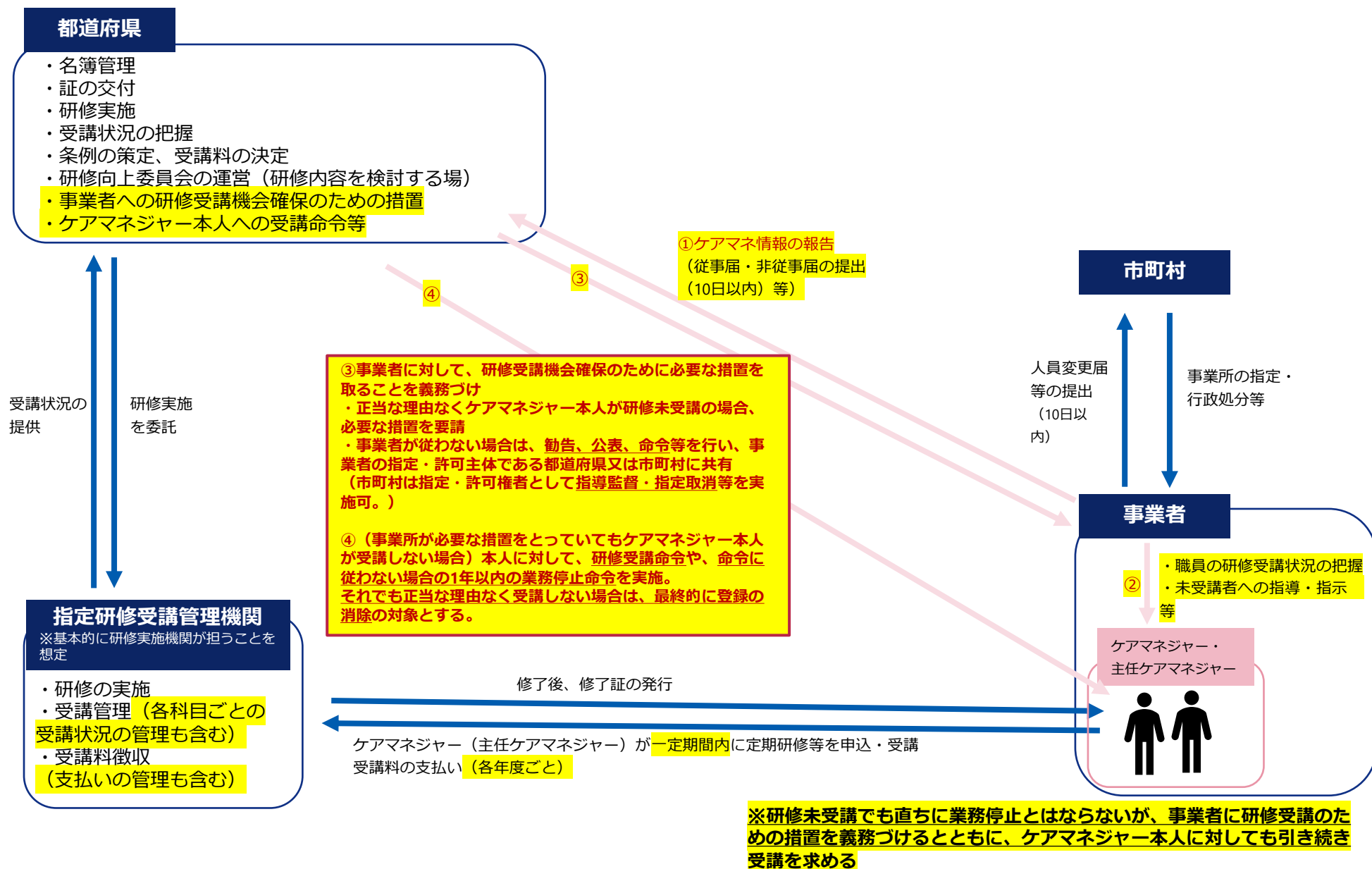
※主マネ研修から最初の5年間は、「主マネ定期研修」の受講は免除

参考：全体スキーム（改正前）



参考：全体スキーム（改正後）案

※変更・追加事項黄色マーカ一部分



社会福祉法等の一部を改正する法律 抜粋

※赤字は新たに追加等した部分

■介護保険法（平成九年法律第百二十三号）（抄）

（介護支援専門員の登録）

第六十九条の二 厚生労働省令で定める実務の経験を有する者であつて、都道府県知事が厚生労働省令で定めるところにより行う試験(以下「介護支援専門員実務研修受講試験」という。)に合格し、かつ、都道府県知事が厚生労働省令で定めるところにより行う研修(以下「介護支援専門員実務研修」という。)の課程を修了したものは、厚生労働省令で定めるところにより、当該都道府県知事の登録を受けることができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する者については、この限りでない。

一～四 （略）

五 第六十九条の三十八第三項又は第六項の規定による禁止の処分を受け、その禁止の期間中に第六十九条の六第一号の規定によりその登録が消除され、まだその期間が経過しない者

（登録の移転）

第六十九条の三 前条第一項の登録を受けている者は、当該登録をしている都道府県知事の管轄する都道府県以外の都道府県に所在する指定居宅介護支援事業者その他厚生労働省令で定める事業者若しくは施設の業務に従事し、又は従事しようとするときは、当該事業者の事業所又は当該施設の所在地を管轄する都道府県知事に対し、当該登録をしている都道府県知事を経由して、登録の移転の申請をすることができる。ただし、その者が第六十九条の三十八第三項又は第六項の規定による禁止の処分を受け、その禁止の期間が満了していないときは、この限りでない。

（介護支援専門員証の交付等）

第六十九条の七 （略）

3 介護支援専門員は、第六十九条の二第一項の登録が消除されたとき、又は前項の規定により介護支援専門員証が効力を失ったときは、速やかに、介護支援専門員証をその交付を受けた都道府県知事に返納しなければならない。

4 介護支援専門員は、第六十九条の三十八第三項又は第六項の規定による禁止の処分を受けたときは、速やかに、介護支援専門員証をその交付を受けた都道府県知事に提出しなければならない。

（指定研修実施機関の指定等）

第六十九条の三十三 都道府県知事は、その指定する者（以下この条において「指定研修実施機関」という。）に、介護支援専門員実務研修及び第六十九条の三十四第四項に規定する研修の実施に関する事務（次項において「研修事務」という。）を行わせることができる。

2 第六十九条の二十七第二項、第六十九条の二十九及び第六十九条の三十の規定は、指定研修実施機関及び研修事務について準用する。

3 （略）

（指定研修受講管理機関の指定等）

第六十九条の三十三の二 都道府県知事は、その指定する者（以下この条において「指定研修受講管理機関」という。）に、次条第四項に規定する研修に係る受講の管理に関する事務（第三項において「研修受講管理事務」という。）を行わせることができる。

2 都道府県知事は、必要があると認めるときは、次条第四項に規定する研修について、その受講状況の確認をするため、指定研修受講管理機関に対して、必要な指示をすることができる。

3 第六十九条の二十九及び第六十九条の三十の規定は、指定研修受講管理機関及び研修受講管理事務について準用する。

4 前三項に定めるもののほか、指定研修受講管理機関に関し必要な事項は、政令で定める。

(介護支援専門員の義務)

第六十九条の三十四 (略)

2・3 (略)

4 介護支援専門員(厚生労働省令で定める者を除く。)は、その資質の保持及び向上を図るため、厚生労働省令で定めるところにより、都道府県知事が行う研修として厚生労働省令で定めるものを受けるものとする。

(報告等)

第六十九条の三十八 (略)

2～4 (略)

5 都道府県知事は、その登録を受けている第六十九条の三十四第四項に規定する介護支援専門員が同項に規定する研修を正当な理由がなく受けていないと認めるときは、当該介護支援専門員に対し、当該研修を受けるよう命ずることができる。

6 都道府県知事は、前項の規定による命令を受けた同項に規定する介護支援専門員が当該命令に従わない場合には、当該介護支援専門員に対し、一年以内の期間を定めて、介護支援専門員として業務を行うことを禁止することができる。

(登録の消除)

第六十九条の三十九 都道府県知事は、その登録を受けている介護支援専門員が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該登録を消除しなければならない。

一～三 (略)

四 前条第三項又は第六項の規定による業務の禁止の処分に違反した場合

2 都道府県知事は、その登録を受けている介護支援専門員が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該登録を消除することができる。

一・二 (略)

三 前条第二項又は第五項の規定による指示又は命令に違反し、情状が重い場合

3 (略)

(事業者等の義務等)

第六十九条の四十 介護サービスを提供する事業者又は施設の開設者であって、都道府県又は市町村の条例により介護支援専門員を有しなければならないものとされているものは、第六十九条の三十四第四項に規定する介護支援専門員を業務に従事させたとき、又は当該介護支援専門員が当該業務に従事しなくなったときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該介護支援専門員の氏名その他厚生労働省令で定める事項を当該介護支援専門員の登録に係る都道府県知事に報告しなければならない。

2 前項に規定する事業者又は施設の開設者は、第六十九条の三十四第四項に規定する介護支援専門員をその従業者として有しているときは、当該介護支援専門員の資質の保持及び向上を図るため、当該介護支援専門員の同項に規定する研修の受講の機会を確保するための措置として厚生労働省令で定める措置をとらなければならない。

3 都道府県知事は、第一項に規定する事業者又は施設の開設者が、同項の規定による報告をせず、又は前項の規定による措置をとっていないと認めるときは、当該事業者又は施設の開設者に対し、期限を定めて、その報告を行い、又はその措置をとるべきことを勧告することができる。

4 都道府県知事は、前項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた事業者又は施設の開設者が同項の期限内にこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

5 都道府県知事は、第三項の規定による勧告を受けた事業者又は施設の開設者のうち、指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定介護予防サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者若しくは指定介護予防支援事業者又は指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設若しくは介護医療院の開設者であるものが、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該事業者又は施設の開設者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

6 都道府県知事は、前項の規定による命令をした場合においては、その旨を公示しなければならない。

7 都道府県知事は、第五項の規定による命令を受けた事業者又は施設の開設者が当該命令に違反したときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業者又は施設の指定又は許可に係る都道府県知事又は市町村長に対し、当該違反の内容を通知しなければならない。

社会福祉法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議（抜粋）

■ 衆議院・厚生労働委員会における附帯決議（令和8年5月22日）（抄）

二十一 ケアマネジャーの資格更新制廃止及び研修の見直しに当たっては、更新制廃止後も引き続き受講が求められる法定研修が、実質的な負担構造の継続とならないよう、国レベルで一元的な教材を作成するとともに、研修内容の精査、短時間化、オンライン活用の推進を図ること。また、研修受講に係る費用負担（受講料等を含む。）の軽減のための事業者等への補助制度について、離島・過疎地及び小規模事業所などで活用されるよう必要な見直しを行うことや、事業所における適切な労務管理に基づく受講時間の確保など、ケアマネジャーの離職防止と定着促進に資する環境を整備すること。また、業務禁止処分を行う際は、利用者のケアプランの継続性を確保するため、代替のケアマネジャーの確保その他必要な手続を省令・通知により整備するとともに、潜在ケアマネジャーの復職支援に取り組むこと。併せて、研修内容については、介護保険サービスに加え、障害福祉サービス、地域支援事業その他の地域資源を活用した包括的支援に資するものとする。

二十二 新たなケアマネジャーに係る研修制度の実施に当たっては、今回の見直しが、ケアマネジャーの人材確保や負担軽減に資するものとなっているかを確認するため、ケアマネジャーの就業継続及び復職の状況並びにケアマネジメントの質及び利用者への影響について継続的に実態調査を行い、その結果を踏まえ、離職防止及び復職促進並びにケアマネジメントの質の確保に向けた必要な措置を講ずること。

■ 参議院・厚生労働委員会における附帯決議（令和8年6月18日）（抄）

十三 ケアマネジャーの資格更新制廃止及び研修の見直しに当たっては、更新制廃止後も引き続き受講が求められる法定研修が、実質的な負担構造の継続とならないよう、国レベルで一元的な教材を作成するとともに、研修受講に係る負担の軽減の観点から、研修内容の精査、短時間化、オンライン活用の推進等を図ること。また、新たな研修制度がケアマネジャーの人材確保や負担軽減に資するものとなっているかを確認するため、ケアマネジャーの就業継続及び復職の状況並びにケアマネジメントの質及び利用者への影響について継続的に実態調査を行い、その結果を踏まえ、必要な措置を講ずること。

介護支援専門員の概要

1 介護支援専門員の定義

- 要介護者等からの相談に応じ、要介護者等がその心身の状況等に応じて適切な介護サービスを利用できるよう、市町村、サービス提供事業者、介護保険施設等との連絡調整を行う者であって、要介護者等が自立した日常生活を営むのに必要な援助に関する専門的知識及び技術を有するとして介護支援専門員証の交付を受けた者。【法第7条第5項】

2 資格取得・研修体系

<介護支援専門員実務研修受講試験>

- 受験要件【法第69条の2第1項、規則第113条の2】

保健・医療・福祉に関する法定資格に基づく業務（※1）又は一定の相談援助業務（※2）に従事した期間が通算して5年以上

（※1）医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、栄養士、管理栄養士、精神保健福祉士

（※2）生活相談員（介護老人福祉施設等）、支援相談員（介護老人保健施設）、相談支援専門員（障害者総合支援法）、主任相談支援員（生活困窮者自立支援法）

<介護支援専門員実務研修>

- 受講要件【法第69条の2第1項、規則第113条の4第1項】

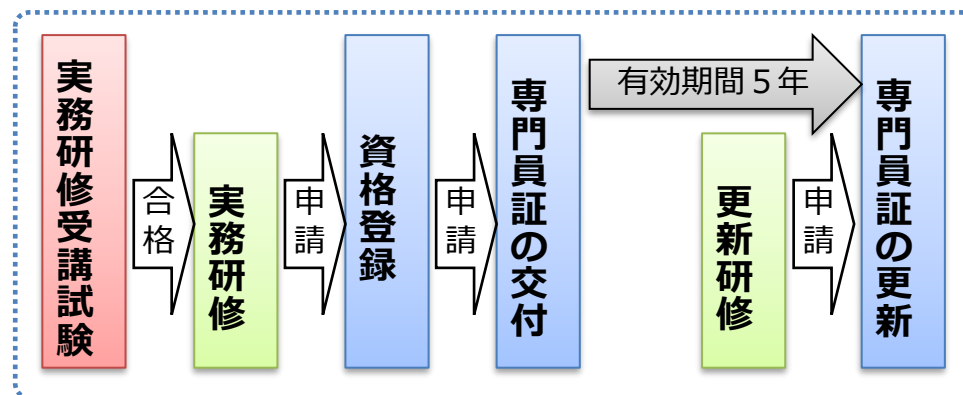
介護支援専門員実務研修受講試験に合格した者

<介護支援専門員更新研修>

- 受講要件【法第69条の8第2項、規則第113条の18項第1項】

介護支援専門員証の有効期間の更新を受けようとする者

【資格取得・更新の流れ】



主任介護支援専門員の概要

主任介護支援専門員の定義

- 他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連絡調整、他の介護支援専門員に対する助言、指導その他の介護支援サービスを適切かつ円滑に提供するために必要な業務に関する知識及び技術を修得することを目的として行われる研修を修了した者。【施行規則第140条の66第1号、第140条の68第1項第1・2号】

資格取得・研修体系

<主任介護支援専門員研修>

- 受講要件【介護支援専門員資質向上事業実施要綱（平成26年7月4日 老発0704第2号 厚生労働省老健局長通知）】

介護支援専門員更新研修修了者であって、以下の①から④のいずれかに該当する者

- ① 専任の介護支援専門員として従事した期間が通算して5年（60ヶ月）以上である者（管理者との兼務期間も算定可能）
- ② ケアマネジメントリーダー養成研修修了者又は日本ケアマネジメント学会が認定する認定ケアマネジャーであって、専任の介護支援専門員として従事した期間が通算して3年（36ヶ月）以上である者（管理者との兼務期間も算定可能）
- ③ 主任介護支援専門員に準ずる者として、現に地域包括支援センターに配置されている者
- ④ その他、介護支援専門員の業務に関し十分な知識と経験を有する者であり、都道府県が適当と認める者

※ その他、質の高い研修を実施する観点から、都道府県において上記要件以外の要件を設定することも可能。

<主任介護支援専門員更新研修>

- 受講要件【介護支援専門員資質向上事業実施要綱（平成26年7月4日 老発0704第2号 厚生労働省老健局長通知）】

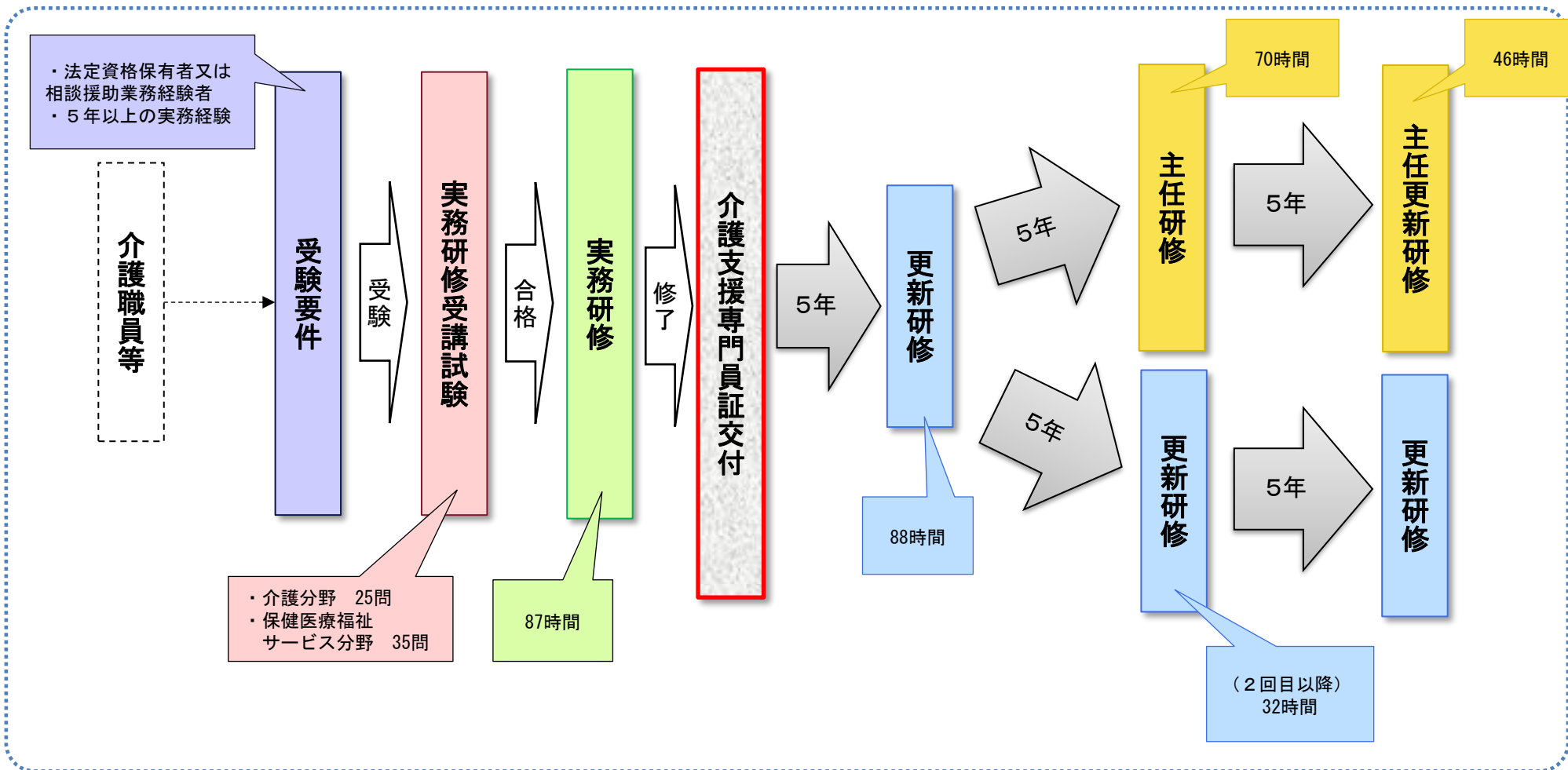
主任介護支援専門員研修修了証明書の有効期間の更新を受けようとする者であって、以下の①から⑤のいずれかに該当する者

- ① 介護支援専門員に係る研修の企画、講師やファシリテーターの経験がある者
- ② 地域包括支援センターや職能団体等が開催する法定外の研修等に年4回以上参加した者
- ③ 日本ケアマネジメント学会が開催する研究大会等において、演題発表等の経験がある者
- ④ 日本ケアマネジメント学会が認定する認定ケアマネジャー
- ⑤ 主任介護支援専門員の業務に十分な知識と経験を有する者であり、都道府県が適当と認める者

※ その他、質の高い研修を実施する観点から、都道府県において上記要件以外の要件を設定することも可能。

ケアマネジャーの質の確保・向上に関する取り組み①（R8法改正前）

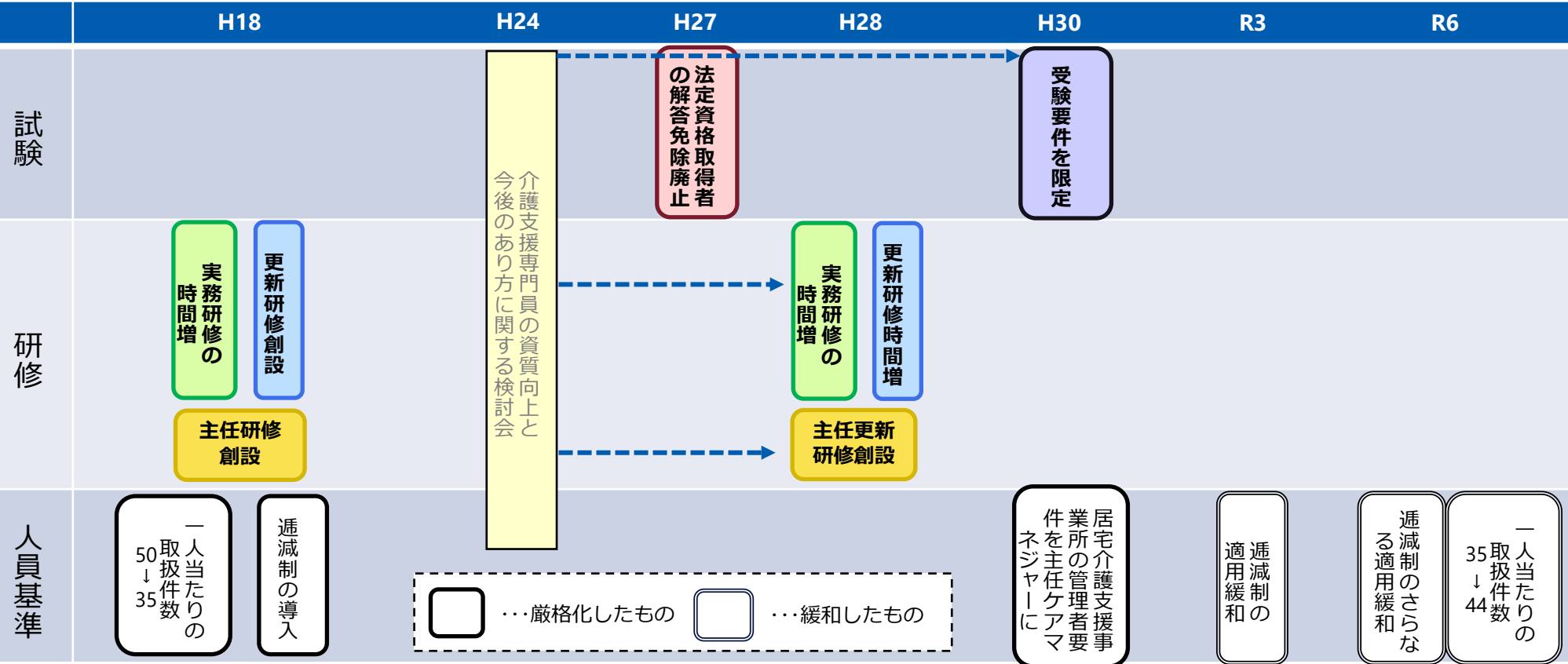
- ケアマネジャーの質の確保のため、試験と研修を実施するとともに、5年ごとの更新制としている。



ケアマネジャーの質の確保・向上に関する取り組み②

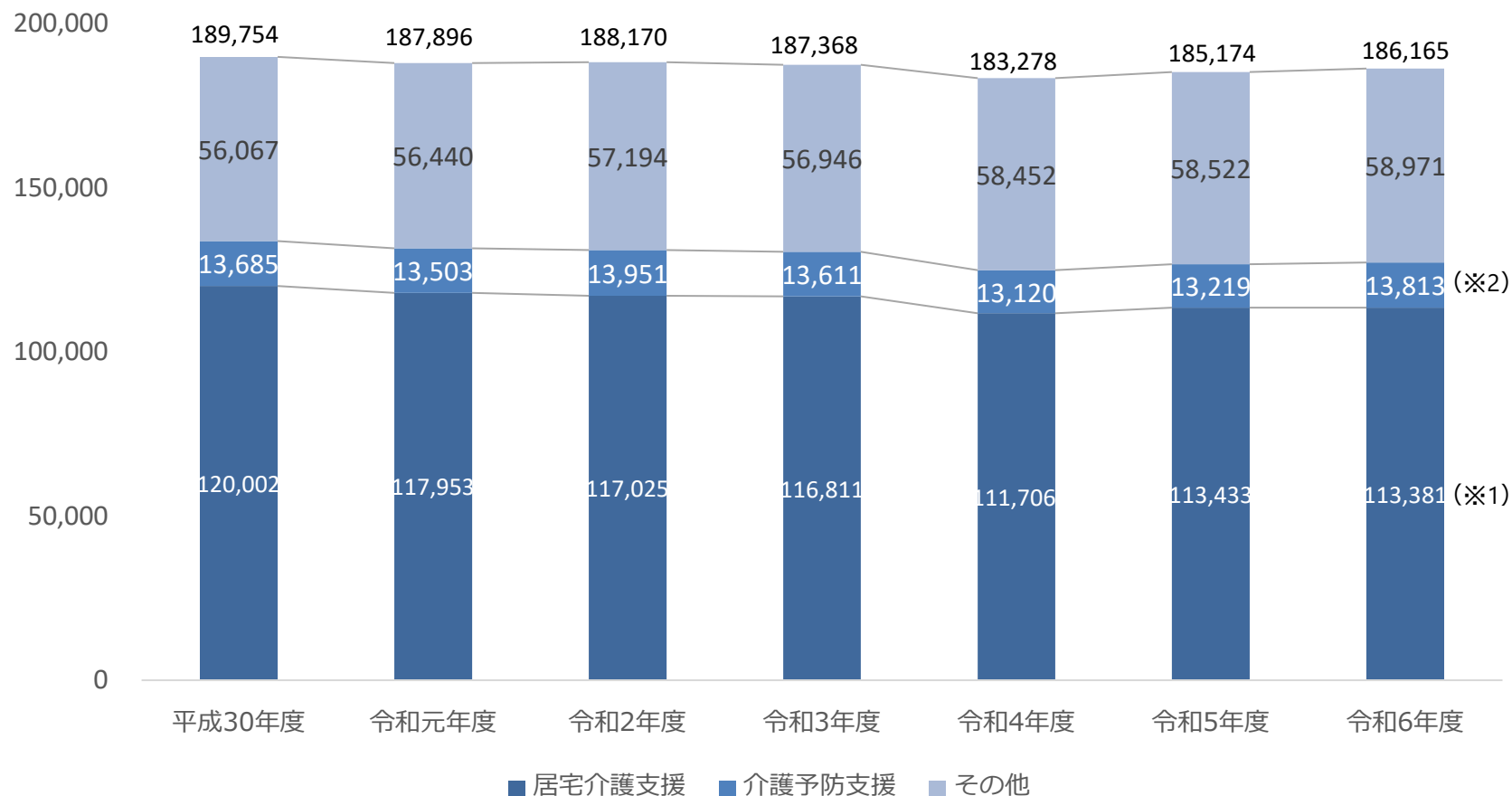
- ケアマネジャーの質の向上のため、これまで累次の見直しを行ってきたところ。
- 平成18年度には、研修時間の拡充や更新制の導入、主任介護支援専門員研修の創設、1人当たりの取扱件数の縮小と逓減制の導入を行い、さらに、平成27年度以降、試験科目の一部免除の廃止、研修時間の拡充、主任介護支援専門員の更新制の導入、受験要件の限定といった見直しを行ってきた。
- 令和3年度以降は、質を維持しつつ、逓減制の緩和や1人当たりの取扱件数の緩和等の見直しを行っている。

【見直しの経緯】



介護支援専門員の従事者数（実数）の推移

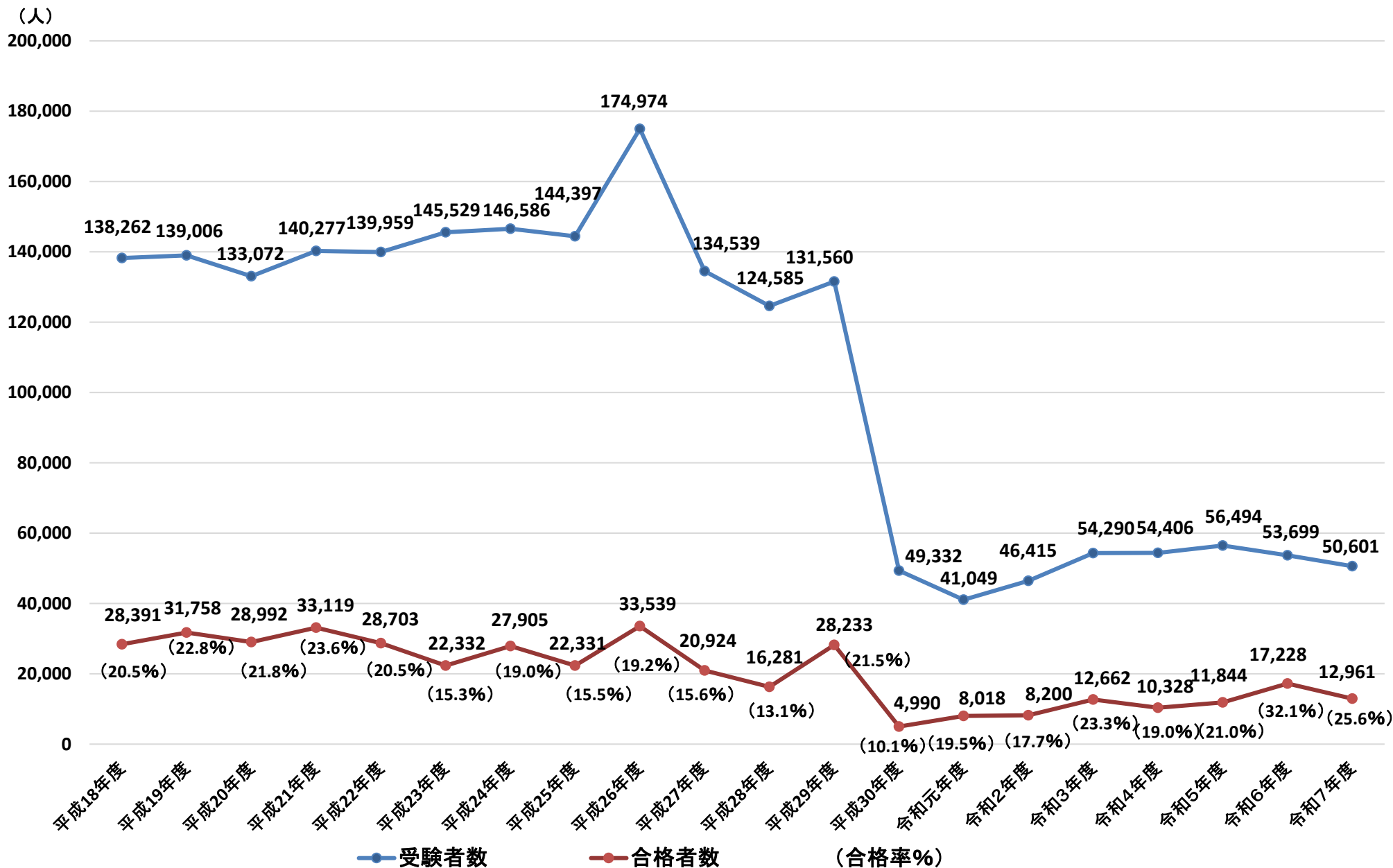
（単位：人）



（※ 1）特定施設入居者生活介護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設及び介護医療院

（※ 2）令和 6 年度より居宅介護支援事業所が介護予防支援の指定を受けられることになったため、居宅介護支援との重複は排除して推計している。

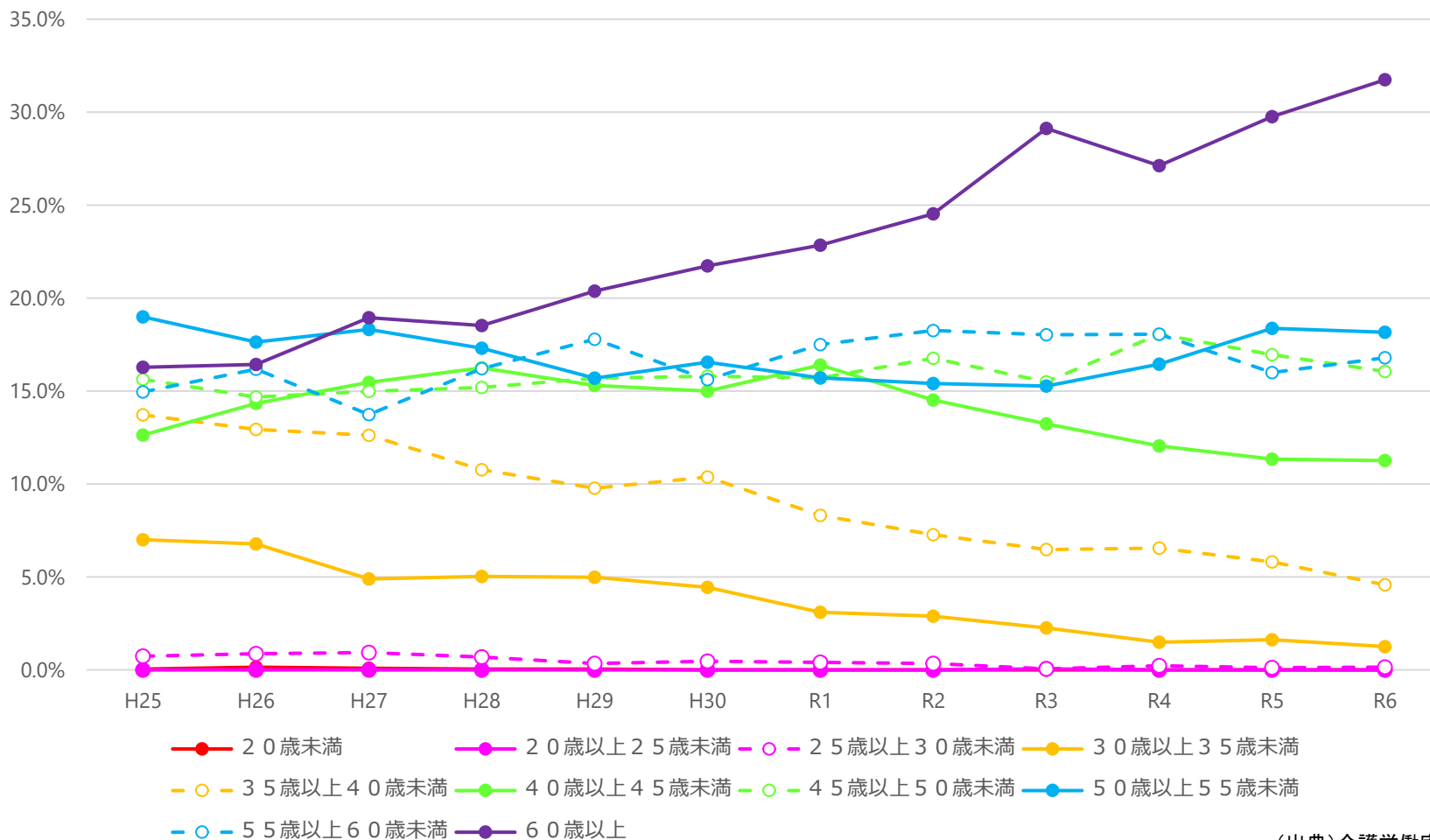
介護支援専門員実務研修受講試験の受験者数及び合格者数の推移



介護支援専門員の年齢状況の推移

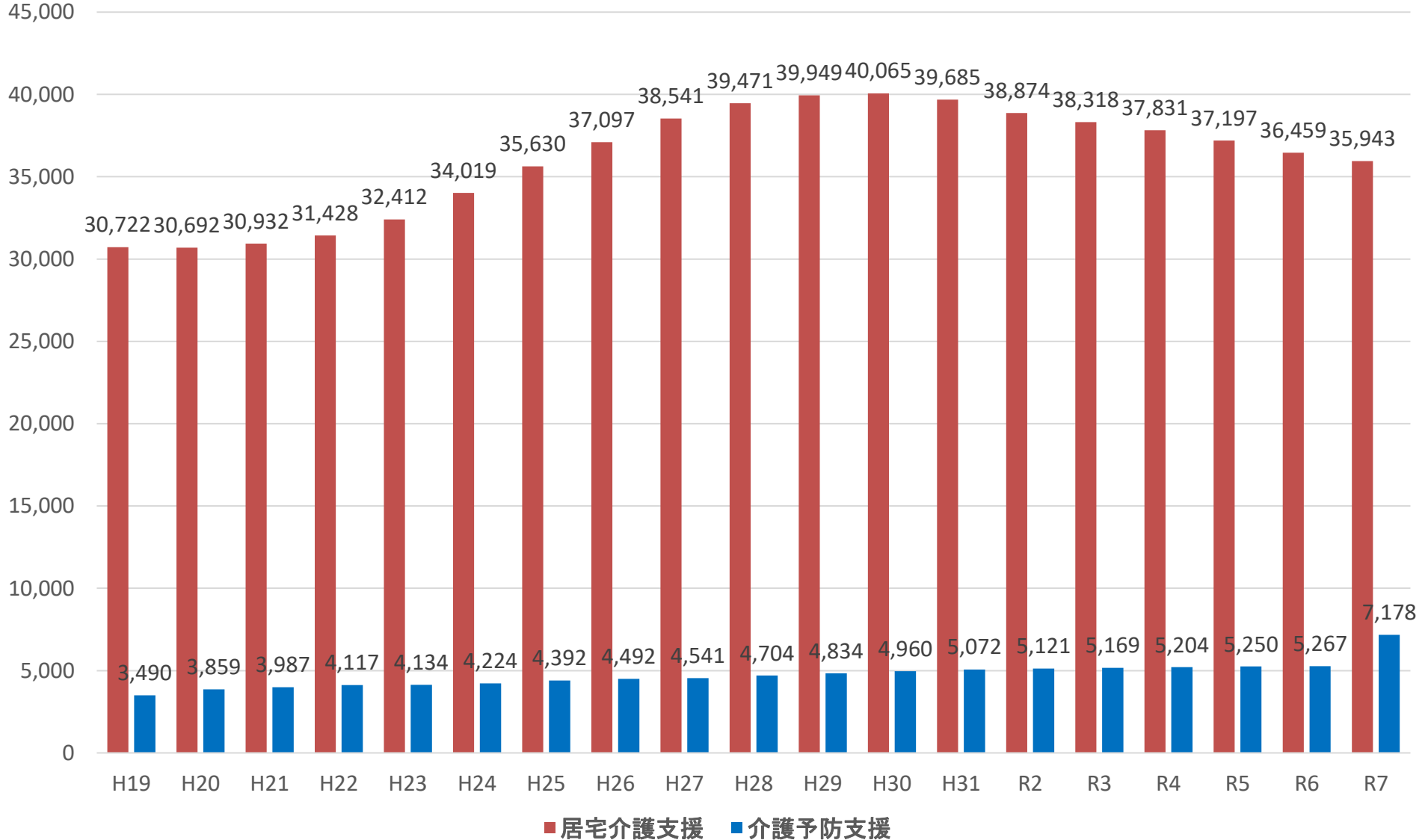
○ 60歳以上の者の割合が増加傾向にある一方で、45歳未満の者の割合は低下傾向にある。

介護支援専門員の年齢別階級割合の推移



居宅介護支援・介護予防支援の請求事業所数

(事業所)



※請求事業所数には、月遅れ請求分及び区分不詳を含む。

※令和6年度より居宅介護支援事業所が介護予防支援の指定を受けられることになったため、居宅介護支援と介護予防支援での請求事業所の重複があり得る。

【出典】介護給付費等実態統計（旧：介護給付費等実態調査）（各年4月審査分）より老健局認知症施策・地域介護推進課にて作成

介護支援専門員養成研修の概要

1. 実施主体

- 都道府県又は都道府県知事の指定した研修実施機関

2. 研修内容

	主な対象者（受講要件）	研修時間
介護支援専門員の資格取得を希望する場合		
実務研修	実務研修受講試験の合格者	87時間以上
介護支援専門員の資格継続を希望する場合		
専門研修	専門Ⅰ課程：就業後6月以上の実務従事者 専門Ⅱ課程：専門Ⅰ修了者であって、就業後3年以上の実務従事者	Ⅰ：56時間以上 Ⅱ：32時間以上
更新研修	介護支援専門員の有効期間が概ね1年以内の者	実務経験者：88時間以上 ※2回目以降は32時間以上
		実務未経験者：54時間以上
介護支援専門員の資格再取得を希望する場合		
再研修	介護支援専門員証の再交付を希望する者	54時間以上
主任介護支援専門員の資格取得・資格継続を希望する場合		
主任研修	更新研修又は専門Ⅰ・Ⅱ研修の修了者	70時間以上
主任更新研修	主任介護支援専門員の有効期間が概ね2年以内の者	46時間以上

3. 研修の費用

- 地域医療介護総合確保基金の活用が可能（※ ただし、研修教材等の実費相当分や受講者の旅費・宿泊費は受講者が負担）

介護支援専門員法定研修カリキュラムの見直しについて

背景

- 介護、医療及び福祉の実践の方法や技術、介護保険をはじめとする社会保障制度やそれを取り巻くさまざまな環境は、常に変化しており、独居の要介護高齢者、認知症や精神疾患を有する要介護高齢者、医療処置を要する要介護高齢者、支援を必要とする家族等、介護支援専門員が実際に現場で対応している利用者像も多様化し、複雑化している
- 現行の介護支援専門員の法定研修のカリキュラムは平成28年度から施行されているところであるが、介護支援専門員に求められる能力や役割の変遷及び昨今の施策動向等を踏まえ、「介護支援専門員の資質向上に資する研修等の在り方に関する調査研究事業」（令和3年度老人保健健康増進等事業）においてカリキュラムの見直しについての検討を進めた

※ 令和6年4月1日施行

カリキュラム見直しのポイント

- 幅広い視点で生活全般を捉え、生活の将来予測や各職種の視点や知見に基づいた根拠のある支援の組み立てを行うことが介護支援専門員に求められていることを踏まえ、高齢者の生活課題の要因等を踏まえた支援の実施に必要な知識や実践上の留意点を継続的に学ぶことができるように、**適切なケアマネジメント手法の考え方を科目類型として追加**
- 認知症や終末期などで意思決定支援を必要とする利用者・世帯がさらに増えるとともに、根拠のある支援の組み立てに向けて学ぶべき知識や技術の変化が今後も進むと考えられる中で、職業倫理の重要性は一層高まるが見込まれるため、**権利擁護や意思決定支援など職業倫理についての視点を強化**
- 地域共生社会の実現に向け、介護保険以外の領域も含めて**、制度・政策、社会資源等についての近年の動向（地域包括ケアシステム、認知症施策大綱、仕事と介護の両立、ヤングケアラー、科学的介護（LIFE）、意思決定支援等）を踏まえた見直しを行う
- 法定研修修了後の継続研修（法定外研修、OJT等）で実践力を養成することを前提に、**カリキュラム全体の時間数は増やさず、継続研修への接続を意識した幅広い知識の獲得に重きを置いた時間配分（＝講義中心）に見直す**

適切なケアマネジメント手法の策定・普及に向けた取組

経緯・背景

- 介護保険制度創設以降、ケアマネジャーの作成するケアプランやケアマネジメントにばらつきがあるとの指摘がなされてきた。
- ニッポン一億総活躍プラン（平成28年6月2日閣議決定）において、適切なケアマネジメント手法の普及を図ることとされたことを踏まえ、ケアマネジメントのばらつきの要因と考えられる、個々の介護支援専門員の属人的な認識（知識）を改め「支援内容」の平準化等を図るため、平成28年度より複数年かけて手法の策定・普及を進めてきた。

これまでの取組

- 平成28年度：脳血管疾患・大腿骨頸部骨折がある方のケアの検討
- 平成29年度：心疾患（心不全）がある方のケアの検討
- 平成30年度：認知症がある方のケアの検討
- 令和元年度：誤嚥性肺炎の予防のためのケアの検討
- 令和 2 年度：基本ケアを中心とした手法の再整理等
- 令和 3 年度：研修プログラムの開発・試行
- 令和 4 年度：疾患以外の高齢者の特徴に着目した手法の検討
- 令和 5 年度：手法の認知・導入に向けたツールの検討等
- 令和 6 年度：手法の認知・導入に向けたツールの整備、疾患別ケアに関するツールの拡充等
- 令和 7 年度：手法の普及・活用促進に向けた検討等

（参考）ニッポン一億総活躍プラン（平成28年6月2日閣議決定）

介護離職ゼロの実現

希望する介護サービスの利用（介護基盤の供給）

① 高齢者の利用ニーズに対応した介護サービス基盤の確保

- ・ 自立支援と介護の重度化防止を推進するため、介護記録のICT化を通じた業務の分析・標準化を進める。これにより、適切なケアマネジメント手法の普及を図るとともに、要介護度の維持・改善の効果を上げた事業所への介護報酬等の対応も含め、適切な評価の在り方について検討する。

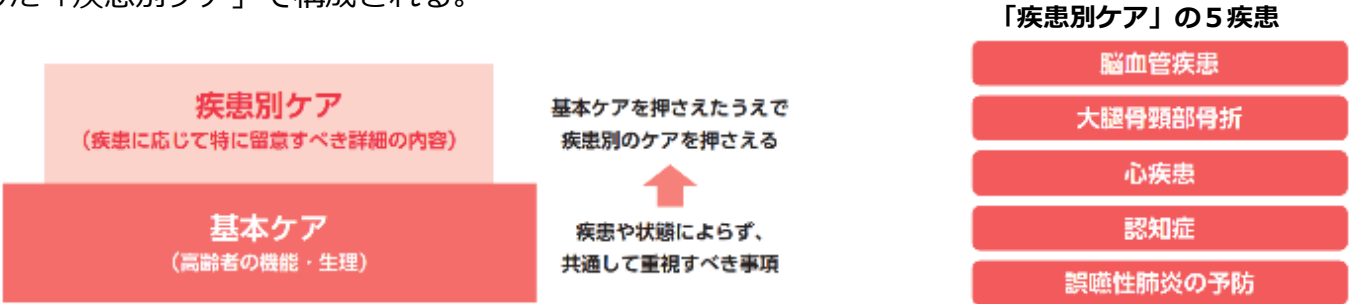
※ロードマップ

	H28FY	H29FY	H30FY	R1FY	R2FY	R3FY	R4FY	R5FY	R6FY	R7FY	R8FY～
適切なケアマネジメント手法の策定	標準化に向けた分析手法の検討／ケアマネジメントの先進事例の収集	分析、適切なケアマネジメント手法の策定	適切なケアマネジメント手法の検証・見直し 適切なケアマネジメント手法を踏まえたケアマネジメントの実施								

適切なケアマネジメント手法の概要

適切なケアマネジメント手法の構成

- 「適切なケアマネジメント手法」は、ケアマネジャーの実践知と各職域で培われてきた知見に基づいて想定される支援内容を体系化し、その必要性や具体化を検討するためのアセスメント／モニタリングの項目を整理したもの。
- 本人の状態や有する疾患によらず共通して重視すべき視点や事項を整理した「基本ケア」と、疾患に応じて特に留意すべき点等を整理した「疾患別ケア」で構成される。



引用：日本総合研究所，「適切なケアマネジメント手法」の手引き（令和2年度老人保健健康増進等事業「適切なケアマネジメント手法の普及促進に向けた調査研究事業」）

「基本ケア」及び「疾患別ケア」の項目構成

- 「基本ケア」及び「疾患別ケア」では、①想定される支援内容、②支援の概要・必要性、③適切な支援内容とするための関連するアセスメント／モニタリング項目等を一体的に整理している。

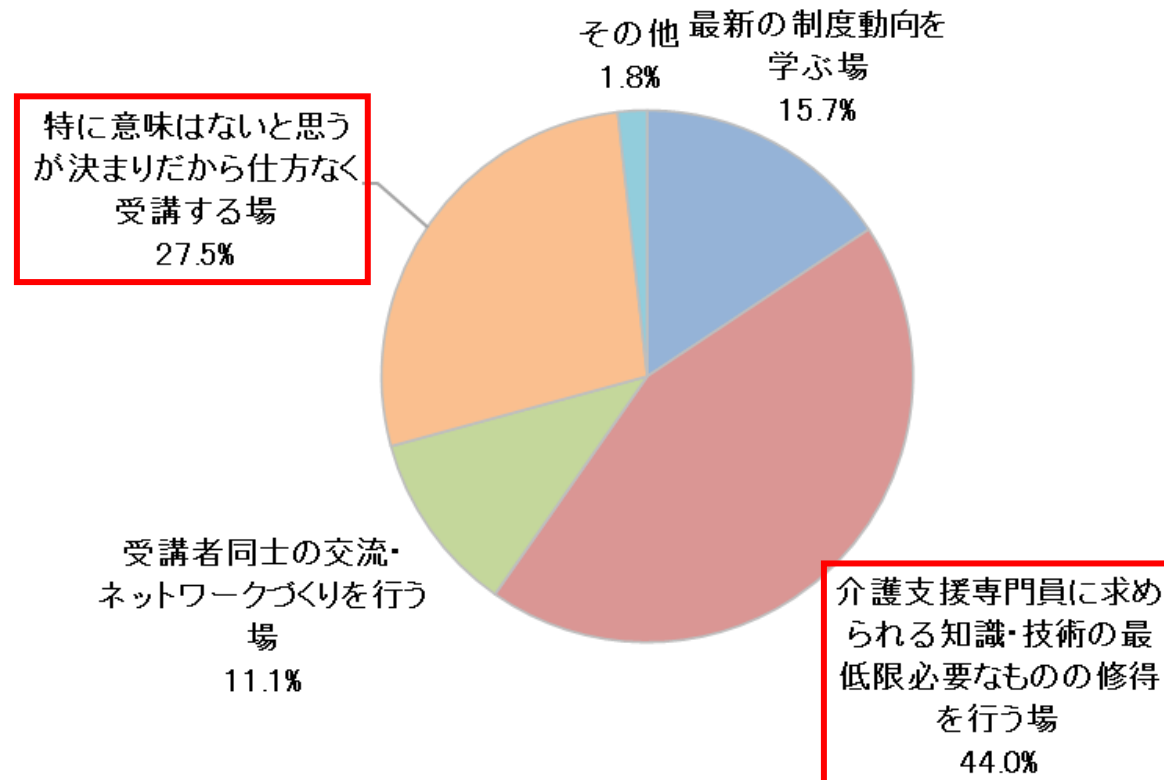
想定される支援内容				支援の概要・必要性	適切な支援内容とするための関連するアセスメント／モニタリング項目等		
(基本方針)	大項目	中項目	想定される支援内容（小項目）	支援の概要・必要性	主なアセスメント項目	主なモニタリング項目	相談すべき専門職
・ 尊厳の保持や自立支援に基づく基本的な考え方 ・ 疾患への医療的なアプローチにとどまらず、本人や家族の疾患への理解促進や状況が変化した際の体制構築など、ケアマネジメントが果たすべき役割を踏まえたもの				・ どのような支援を、誰が行うか、その支援がなぜ必要になり得るかを列举したもの	・ 想定される支援内容ごとに、その必要性や妥当性を判断するために確認すべき主なアセスメント／モニタリング項目、その際に相談すべき専門職を列举したもの		

出典：日本総合研究所，「適切なケアマネジメント手法」の手引き（令和2年度老人保健健康増進等事業「適切なケアマネジメント手法の普及促進に向けた調査研究事業」）

法定研修の位置づけ・意義の理解（ケアマネジャー調査）

- 法定研修を「知識・技術の最低限必要なものの修得を行う場」と考えている者が44.0%と最も多いが、「決まりだから仕方なく受講する場」と考えている者も27.5%であった。

[Q35]あなたは法定研修をどのような場だと考えていますか。最も近いものを1つ選択してください。
(n=1122)

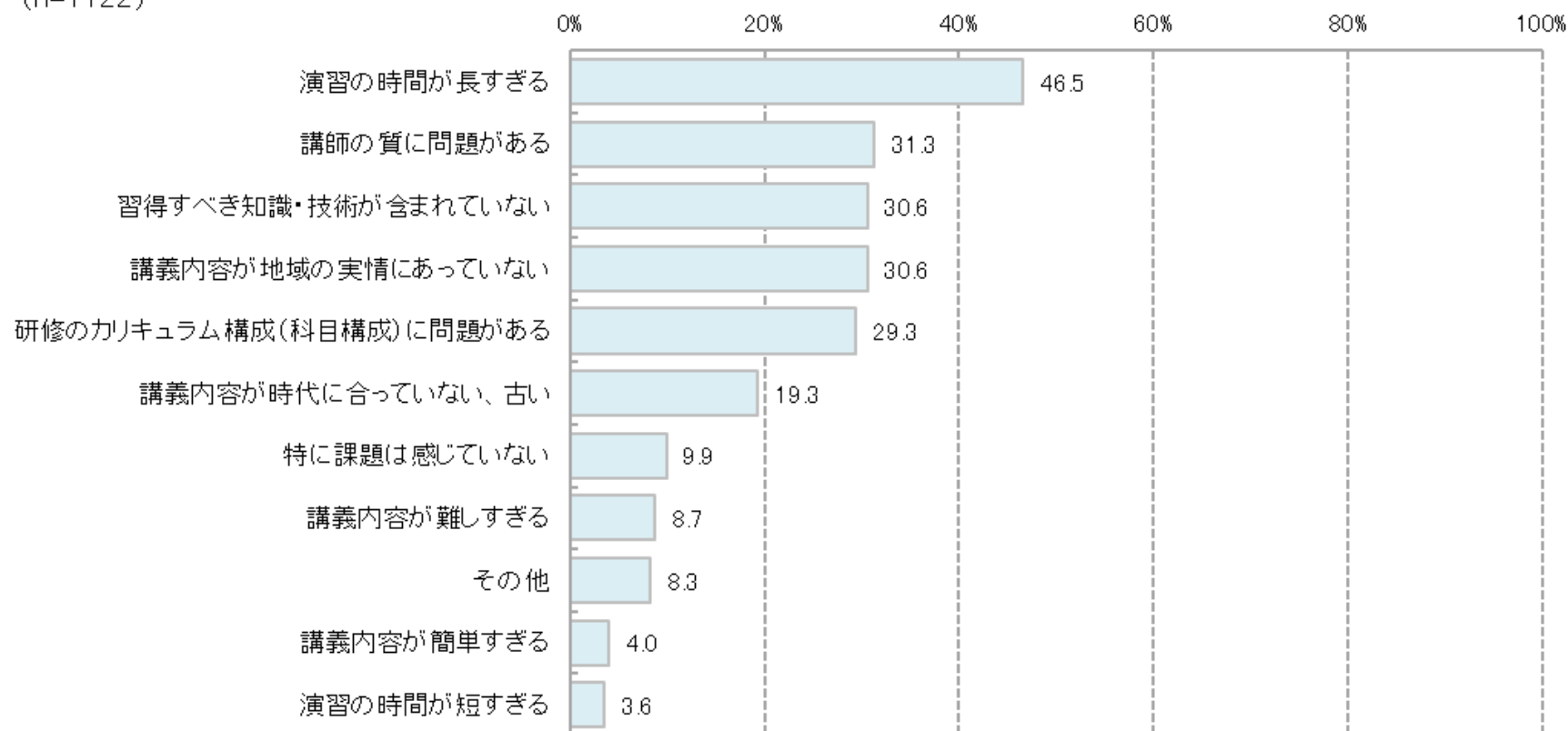


法定研修の内容や質に関する課題認識（ケアマネジャー調査）

○法定研修の内容や質に関する課題認識としては、「演習の時間が長すぎる」が最も割合が大きく、次いで「講師の質に問題がある」等が続く。

[Q42]あなたは現在実施されている法定研修の内容や質について、どのような点に課題を感じていますか。あてはまるものをすべて選択してください。

(n=1122)



令和6年度介護支援専門員の法定研修受講者負担

※地域医療介護総合確保基金を活用している場合は赤字としている。

都道府県名	実務研修	専門研修（Ⅰ）	専門研修（Ⅱ）	再研修	更新研修 （未経験者）	更新研修 （経験者【初回】）	更新研修 （経験者【2回目以降】）	主任介護支援 専門員研修	主任介護支援 専門員更新研修
北海道	76,950円	33,000円	26,000円	53,350円	53,350円	59,000円	26,000円	57,000円	43,000円
青森県	(※5) 38,000円	(※5) 19,500円	(※5) 14,500円	(※5) 26,000円	(※5) 26,000円	(※5) 34,000円	(※5) 14,500円	(※5) 39,500円	(※5) 37,000円
岩手県	52,600円	26,980円	26,080円	43,700円	43,700円	53,060円	26,080円	38,300円	25,300円
宮城県	46,800円	31,500円	22,400円	31,500円	31,500円	53,900円	22,400円	42,000円	33,000円
秋田県	57,140円	20,280円	20,500円	31,800円	31,800円	39,780円	20,500円	34,400円	34,400円
山形県	57,780円	30,280円	19,180円	34,780円	34,780円	49,460円	19,180円	41,400円	28,900円
福島県	54,800円	33,280円	23,180円	39,800円	39,800円	56,460円	23,180円	50,400円	36,400円
茨城県	62,000円	39,200円	27,000円	43,800円	43,800円	66,200円	27,000円	54,450円	35,200円
栃木県	(※5) 51,000円	(※5) 39,000円	(※5) 26,000円	(※5) 32,000円	(※5) 32,000円	(※5) 65,000円	(※5) 26,000円	(※5) 49,000円	(※5) 34,000円
群馬県	58,780円	38,280円	26,400円	43,780円	43,780円	64,680円	26,400円	51,400円	41,400円
埼玉県	60,000円	43,000円	32,000円	42,000円	42,000円	75,000円	32,000円	49,000円	46,000円
千葉県	77,800円	43,280円	32,400円	50,800円	50,800円	75,680円	32,400円	57,400円	47,400円
東京都	44,600円	34,500円	23,800円	28,500円	28,500円	58,300円	23,800円	52,600円	38,000円
神奈川県	60,390円	43,220円	32,200円	42,700円	42,700円	75,420円	32,200円	50,900円	40,700円
新潟県	59,000円	44,000円	27,000円	42,000円	42,000円	71,000円	27,000円	48,000円	40,000円
富山県	(※5) 40,000円	(※5) 27,000円	(※5) 19,000円	(※5) 25,000円	(※5) 25,000円	(※5) 46,000円	－（※3）	(※5) 44,000円	(※5) 28,000円
石川県	52,800円	28,280円	16,180円	36,800円	36,800円	44,460円	16,180円	47,400円	40,400円
福井県	59,540円	38,280円	29,180円	38,800円	38,800円	67,460円	29,180円	55,000円	39,000円
山梨県	53,000円	35,000円	20,000円	38,000円	38,000円	－（※3）	－（※3）	54,400円	45,400円
長野県	59,400円	34,060円	18,340円	41,600円	41,600円	52,400円	18,340円	47,200円	56,400円
岐阜県	68,300円	37,300円	24,400円	41,000円	41,000円	61,700円	24,400円	60,900円	43,000円
静岡県	66,100円	37,400円	31,400円	48,850円	48,850円	68,800円	31,400円	(※5) 50,000円	(※5) 40,000円
愛知県	68,400円	43,480円	32,780円	45,400円	45,400円	76,260円	32,780円	66,000円	60,500円
三重県	59,780円	40,880円	29,800円	42,800円	42,800円	－（※3）	－（※3）	34,800円	24,400円
滋賀県	54,460円	32,160円	19,540円	37,180円	37,180円	51,700円	19,540円	38,000円	26,260円
京都府	63,780円	－（※3）	－（※3）	43,880円	43,880円	83,680円	37,400円	57,400円	44,990円
大阪府	73,780円	42,950円	30,800円	47,070円	47,070円	73,750円	30,800円	56,300円	36,500円
兵庫県	66,440円	40,500円	21,400円	32,640円	32,640円	61,900円	21,400円	57,000円	39,500円
奈良県	59,000円	37,000円	24,000円	40,000円	40,000円	61,000円	24,000円	(※4) 51,400円 (45,400円)	(※4) 44,400円 (40,400円)
和歌山県	65,500円	40,500円	28,500円	44,500円	44,500円	69,000円	28,500円	66,000円	44,500円
鳥取県	52,780円	37,280円	－（※3）	36,780円	36,780円	59,680円	22,400円	40,000円	30,400円
島根県	22,780円	17,040円	14,160円	16,800円	16,800円	31,200円	14,160円	24,400円	24,160円
岡山県	44,200円	25,860円	16,460円	30,700円	30,700円	42,320円	16,460円	39,360円	27,060円
広島県	71,800円	39,280円	28,400円	44,800円	44,800円	67,680円	28,400円	62,000円	42,400円
山口県	62,700円	35,280円	26,400円	35,500円	35,500円	61,680円	26,400円	50,000円	40,000円
徳島県	54,780円	33,280円	20,400円	37,780円	37,780円	53,680円	20,400円	39,400円	27,400円
香川県	62,800円	32,000円	28,000円	47,800円	47,800円	60,000円	28,000円	39,000円	41,000円
愛媛県	66,800円	48,280円	29,180円	53,800円	53,800円	77,460円	29,180円	56,400円	50,400円
高知県	57,800円	34,280円	27,180円	38,800円	38,800円	61,460円	27,180円	42,000円	37,400円
福岡県	58,000円	38,000円	28,000円	38,000円	38,000円	66,000円	－（※3）	30,000円	40,000円
佐賀県	50,000円	30,000円	30,000円	50,000円	50,000円	60,000円	30,000円	40,000円	30,000円
長崎県	59,000円	30,280円	23,400円	36,000円	36,000円	53,680円	23,400円	42,400円	35,400円
熊本県	67,800円	25,000円	22,000円	35,000円	35,000円	47,000円	22,000円	38,000円	32,000円
大分県	50,000円	35,000円	23,000円	38,800円	38,800円	58,000円	23,000円	44,400円	36,400円
宮崎県	56,780円	29,280円	24,400円	42,780円	42,780円	53,680円	24,400円	40,400円	34,400円
鹿児島県	60,800円	33,280円	25,400円	44,800円	－（※3）	－（※3）	－（※3）	42,400円	35,400円
沖縄県	38,800円	27,280円	24,400円	38,800円	38,800円	－（※3）	－（※3）	40,400円	28,400円
平均	57,565円	34,452円	24,772円	39,510円	39,395円	59,734円	25,072円	47,031円	37,637円

※1：自治体内で複数の研修実施事業者が実施している場合は、その平均値としている。 ※2：小数点以下は四捨五入。

※3：専門研修（Ⅰ）（Ⅱ）に振り替えて実施している等の理由により未実施。 ※4：括弧内はオンラインの場合の金額。

※5：指定のテキストを受講者各自で用意するため、教材費を含んでいない。